

上牧町地域福祉計画及び 地域福祉活動計画

地域でつくる「人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまち」



令和3(2021)年3月

上牧町

上牧町社会福祉協議会

はじめに

団塊の世代の全てが75歳以上となる「2025年問題」を目前に控え、今後、超高齢化社会とともに生じる生産年齢人口の減少問題にも対応しながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる「2040年問題」も視野に入れて、地域福祉にかかる施策を推進していく必要があります。

また、地域生活にかかわる課題は多様化・複雑化し、制度の狭間で必要な支援が行き届かず生活が困窮している方をはじめ、ひきこもりや8050問題など福祉をめぐる様々な問題への包括的な相談支援体制の整備も急務となっています。

本町では、平成28(2016)年3月に「上牧町地域福祉計画（第1次計画）」を策定し、上牧町社会福祉協議会の「第2次上牧町地域福祉活動計画—マッキーアクションプラン—」と連携しながら、「自助・共助・公助」がそれぞれの役割を発揮し相互に連携しながら地域福祉を推進してまいりました。

こうした取り組みを進める中、令和元(2019)年12月ごろから新型コロナウイルス感染症が発生し、令和2(2020)年4月の緊急事態宣言以降、多くの地域での行事が感染防止のため自粛を余儀なくされました。自粛は人々の交流を断ち、サロンや各種会議の開催、子ども食堂などが休止となり、集まって何かを行うというこれまでのやり方ができなくなっていきました。しかし、人々が声を掛け合い、支え合い、助け合って暮らしていこうとする気持ちが、開催時間の短縮や人数制限による行事開催など、感染防止に留意しながら創意工夫された取り組みに変わってきています。

このたび、第1次計画の期間が令和2(2020)年度で満了するため、従前の「自助・共助・公助」に「互助」を加え、住民が相互に支え合い、助け合える「地域共生社会の実現」をめざすとともに、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」として、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定いたしました。

本計画を拠り所に、住民の皆さんが何らかの支援が必要になっても安心して本町で暮らし続けることができるよう、「人と人との手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまち」（地域共生社会）の実現に向け取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご審議賜りました上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様、関係団体・事業者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

上牧町長

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会会長 **今中 富夫**



目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景と趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画期間.....	6
5 計画の策定体制.....	7
第2章 上牧町の地域福祉を取り巻く現状と将来.....	10
1 人口等の現状.....	10
2 前計画の進捗評価.....	18
3 住民アンケート調査等から見える現状.....	25
4 上牧町の地域福祉における課題.....	52
第3章 基本的な計画の考え方.....	54
1 基本理念.....	54
2 基本目標.....	55
3 計画の体系.....	56
第4章 施策の展開.....	58
1 地域で顔の見える関係づくり.....	58
2 だれもが地域に参加できる仕組みづくり.....	68
3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり.....	75
第5章 計画の推進に向けて.....	86
1 計画の周知・啓発.....	86
2 計画の点検・評価.....	86
3 連携・協働による計画の推進.....	86
資 料.....	88
1 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会規則.....	88
2 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿.....	89
3 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定経過.....	90
4 社会福祉法（抜粋）.....	92

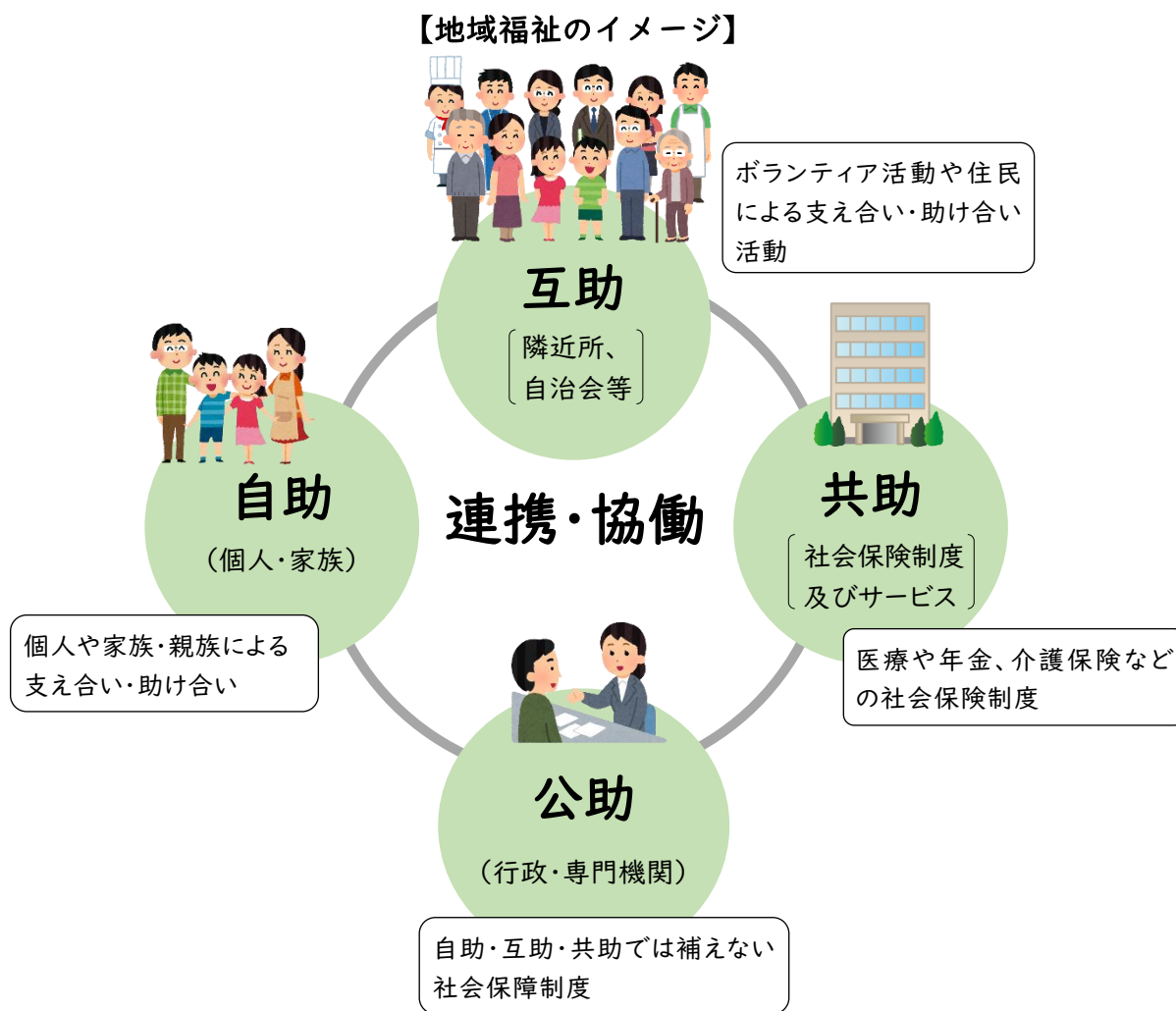
第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政など、あらゆる機関が主体性をもって、協働し支え合い、助け合うという『ともに生きる社会』をつくっていく取り組みのことです。

そして地域福祉は、自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のように制度化された相互扶助である「共助」、「自助・互助・共助」では補えない社会保障制度である「公助」からかたちづくられています。それぞれを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合うことにより、地域福祉を推進していく必要があります。

そのためにも、公的な福祉制度と地域の支え合いをはじめ、健康や生きがいづくり、防犯・防災、社会参加、地域貢献、世代間交流、教育・文化、産業、人権尊重、生活環境の整備などの幅広い分野と関連し、町、社会福祉協議会、関連事業所、地域住民などがそれぞれの役割を認識し、補い合いながら地域福祉を推進していくことが重要です。



2 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

本町では、2025年問題¹や2040年問題²に対応するため、「地域包括ケアシステム³」の構築に向けた取り組みを進めています。今後、後期高齢者の増加とともに、介護が必要な高齢者も増えることが見込まれる中、地域包括ケアシステムは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」を包括的に確保できる体制を整備しようとするものです。

また、地域で抱える生活課題や福祉課題は、高齢者問題に留まらず、地域コミュニティの変容による住民同士の関係性の希薄化を背景に、子育ての孤立や児童虐待、ひきこもり、8050問題⁴、介護と育児を同時に抱えるダブルケア⁵など、複合化・多様化した課題が表面化しています。

このため、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることが必要となり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、また地域をともに創っていく「地域共生社会」が新たな福祉理念として示されています。

地域共生社会とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことを目指すものです。地域共生社会の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を進めることが求められています。

国においては、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）を施行、その後、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部を改正し、平成30(2018)年4月1日に施行しています。また、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度⁶の利用の促進に関する法律」が平成28(2016)年5月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開が求められています。

¹ 2025年問題：団塊の世代が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。

² 2040年問題：団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となる時期を迎え、高齢者数がピークに達するとともに、現役世代（担い手）が急減していくことから生じる問題。

³ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。

⁴ 8050問題：ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題。

⁵ ダブルケア：女性の晩婚化と高齢出産の増加に伴い、子育てと親の介護が同時に直面する状態のこと。

⁶ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、意思を尊重して自分らしい生活ができるよう支援する制度。

(2) 上牧町における地域福祉に関するこれまでの取り組み

上牧町では、平成28(2016)年3月に「上牧町地域福祉計画」(「第1次計画」という。)を策定し、「人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、地域福祉の担い手づくり、相談・支援体制の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取り組みを展開してきました。

一方、社会福祉協議会では、地域住民及び保健福祉の関係団体や事業者が地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な実施計画である「上牧町地域福祉活動計画－マッキーアクションプラン－」(「第1次活動計画」という。)を、町に先駆けて平成25(2013)年3月に策定し、その後、地域福祉をめぐる新たな課題に対応するため、第1次活動計画を見直し、「第2次上牧町地域福祉活動計画－マッキーアクションプラン－」(「第2次活動計画」という。)を平成28(2016)年3月に策定しました。第2次活動計画は、「人と人が手を取り合って支え合う福祉のまちづくり」のスローガンのもと、町が策定した第1次計画と連携・協働しながら、地域を基盤に、地域住民やボランティア、事業者、当事者などが主体的に参加する地域福祉を推進しています。

(3) 計画策定の趣旨

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体・事業者等がより一層連携・協働する地域福祉の仕組みづくりが必要です。

「地域福祉計画」は、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会活動を行う者等が相互に協力して、地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は車の両輪であり、町と社会福祉協議会が堅密に連携・協力した活動を推進するため、「上牧町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(「本計画」という。)として一体的に策定します。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」のイメージ



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

◆地域福祉計画

地域福祉計画は、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための社会福祉法の規定に基づく社会福祉の理念を達成するための行政計画です。

地域福祉が住民、関係機関・団体の参画を必要とすることから、この計画についても、住民や関係機関・団体の参加・参画や協力・協働に基づいて策定しています。

◆地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした住民サイドの活動・行動計画です。

地域福祉計画 (町が取り組む計画)

社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童その他に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

地域福祉活動計画 (社会福祉協議会が取り組む計画)

全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

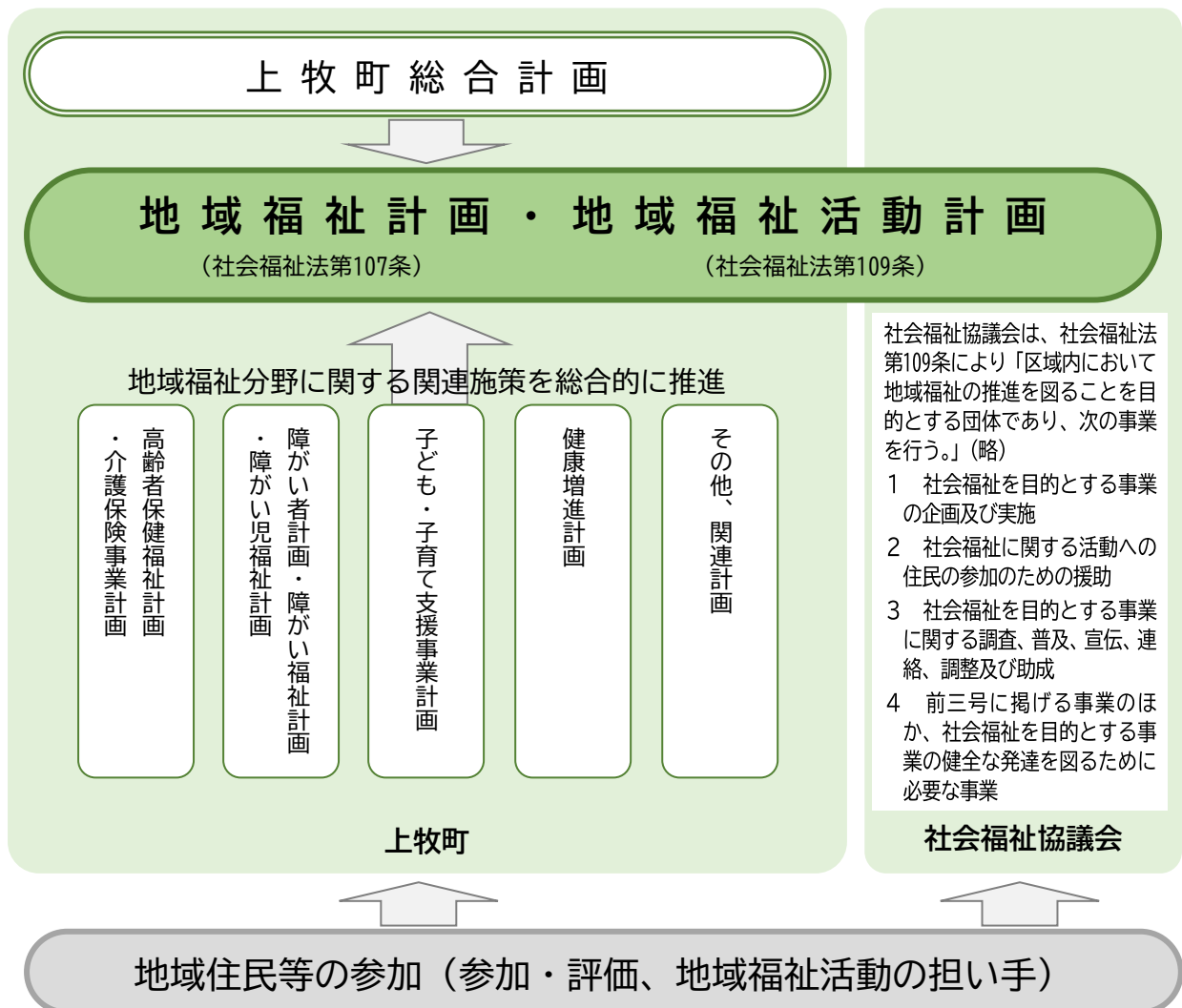
上牧町地域福祉計画及び上牧町地域福祉活動計画として一体的に策定

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。また、町政運営の基本方針である「上牧町総合計画」の部門別計画の上位計画として位置づけられ、高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保健福祉に関連する各計画と整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である住民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、それを基にした町全体の取り組みを明らかにするものです。

また本計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を包含しています。地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画であり、個人や団体などが自主的・自発的な活動を行いながら、相互に連携する「互助」「共助」の性格をより明確にするものです。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ】



また、平成27(2015)年に国連において採択された持続可能な開発目標（SDGs/Sustainable Development Goals）⁷の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への総合的な取り組みを進めることが求められています。

本計画ではSDGsの趣旨である持続可能な循環型社会の実現に即した計画とするため、関連する開発目標を次のとおり示します。本計画で展開する各施策との十分な反映には至っていませんが、今後の関連計画の見直し等を見据えて整合性を図りながら、施策の評価・検証を通じて、意識の醸成・定着につなげていきます。

【SDGsの17の目標】
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



2. 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



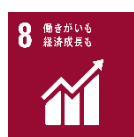
3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



8. 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう
国内及び各国間での不平等を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

4 計画期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

⁷ 持続可能な開発目標（SDGs/Sustainable Development Goals）：世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標。

5 計画の策定体制

(1) 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会での審議

本計画の策定にあたっては、住民、学識経験者、関係機関の代表者、各種団体の代表者、民間事業者の代表者等で構成する「上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において計画について審議を行いました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため、20歳以上の住民2,000人を対象に「上牧町 地域福祉に関するアンケート調査」（「住民アンケート調査」という。）を実施し、住民の地域福祉に関する意識や活動の実態などについて把握しました。

また、町内の地域福祉にかかる関係団体（小地域ネットワーク⁸14団体、ボランティア団体8団体、その他福祉にかかる団体7団体）を対象にヒアリング調査を実施し、地域福祉活動における問題点や課題などについて把握しました。

■各調査の実施概要

住民アンケート調査	調査対象	上牧町内にお住まいの20歳以上の方 2,000人
	調査方法	無作為抽出による郵送配布・郵送回収
	調査期間	令和2(2020)年8月27日(木)～ 令和2(2020)年9月11日(金)
	回収状況	有効回収数 1,129人／有効回収率 56.5%
ヒアリング調査	調査対象	町内の地域福祉にかかる関係団体 ・小地域ネットワーク 14団体 ・ボランティア団体 8団体 ・その他福祉にかかる団体 7団体
	実施方法	個別面談方式、郵送方式
	実施期間	令和2(2020)年8月1日(土)～ 令和2(2020)年10月4日(日)

⁸ 小地域ネットワーク：各自治会区を単位とした活動で、身近な地域で住民が主体となって住民同士の交流やつながりを作り、暮らしの中の困りごとなどに対して住民同士で支え合う福祉活動であり、その地域に住む全ての人が対象です。

(3) 住民座談会の実施

地域福祉の推進は、多様な人・団体・組織が参画し、より身近な自治会区での活動を丁寧に行っていくことが大切であることから、自治会区で普段気になっていることや取り組んでいることを共有し、今後の5年間について考えていくことを目的に住民座談会を実施しました。座談会は、昔ながらの佇まいのある地域（下牧、南上牧、北上牧、五軒屋、三軒屋、新町地区）と、初期ニュータウン（金富、梅ヶ丘、服部台、松里園、米山台、片岡台1～3、友が丘、桜ヶ丘1～3、滝川台地区）の2地域のうち、南上牧、下牧、滝川台、友が丘、桜ヶ丘2丁目の5地区に協力をお願いし実施しました。

開催回	開催日	地区	テーマ
第1回	令和2(2020)年 11月1日(日)	南上牧、下牧地区	現状の取組と課題
		滝川台、友が丘、桜ヶ丘2丁目地区	
第2回	令和2(2020)年 11月8日(日)	南上牧、下牧地区	今後の5年間に向けて
		滝川台、友が丘、桜ヶ丘2丁目地区	

■座談会の様子



(4) 上牧町地域福祉庁内連絡会議での協議

高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者などの多世代を横断する複合的かつ複雑化した地域福祉課題に対して、関係各課及び関係機関協働のもと、柔軟に対応し解決していくため、上牧町地域福祉庁内連絡会議（「庁内連絡会議」という。）を設け、福祉関係各課の代表により会議を行いました。

庁内連絡会議では、福祉諸制度・施策の共有化を行い、事例検討やさらなる包括的な相談支援体制の強化を目指します。

■ 庁内連絡会議の開催状況

開催回	開催日	協議事項
第1回	令和2(2020)年 11月2日(月)	・上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画について ・庁内連絡会議について ・横断的な相談支援体制の構築について (各課が抱える困難事例の紹介)
第2回	令和3(2021)年 1月12日(火)	・各個別計画の進捗状況の共有について ・庁内連絡会議の今後の方向性について

■ 庁内連絡会議の様子



(5) パブリックコメントの実施

令和3(2021)年2月8日(月)～2月22日(月)に計画素案に対しパブリックコメント⁹を実施し、幅広く意見を聴取しました。

⁹ パブリックコメント：政策を実施していく上で、様々な計画の策定や条例の改廃を行います。そのうち重要なものを定める際に、あらかじめその案を公表し、広く町民から意見、情報を募集する手続きのことです。

第2章 上牧町の地域福祉を取り巻く現状と将来

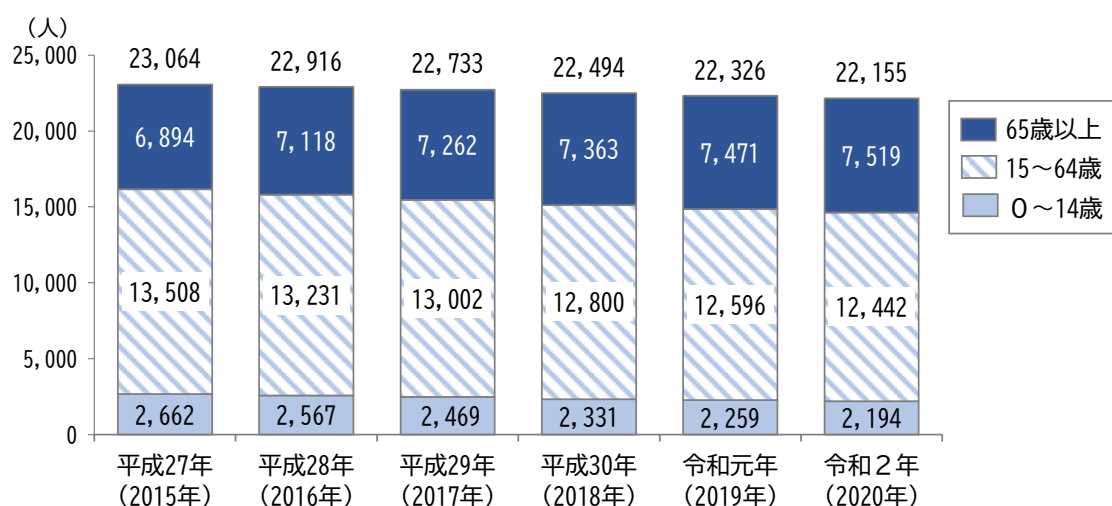
1 人口等の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和2(2020)年で22,155人となっています。0～14歳、15～64歳の人口は年々減少していますが、一方で65歳以上の人口は年々増加しています。

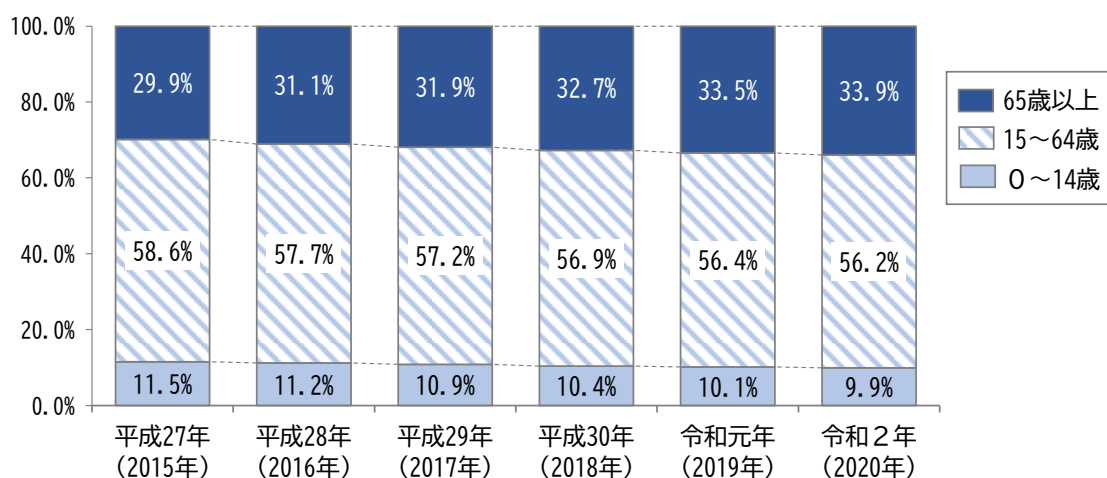
年齢3区分別人口の割合の推移は、65歳以上が占める割合が令和2(2020)年で33.9%と、平成27(2015)年に比べ4.0ポイント増加しています。一方、15～64歳が占める割合、0～14歳が占める割合は年々減少しています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



資料：上牧町住民基本台帳（各年9月末現在）

【年齢3区分別人口の割合の推移】

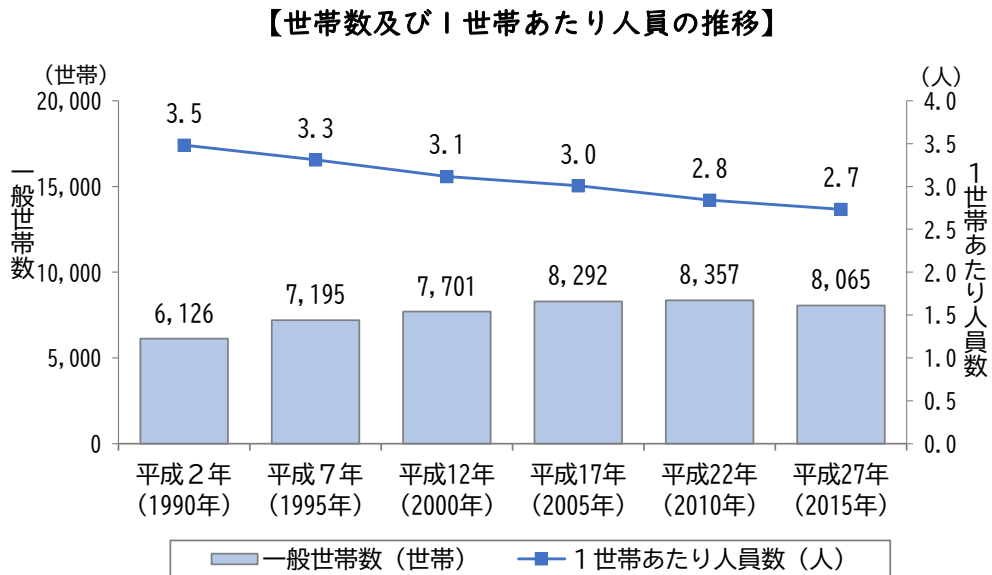


資料：上牧町住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本町の一般世帯数は、平成22(2010)年を頂点に減少し、平成27(2015)年は8,065世帯となっています。

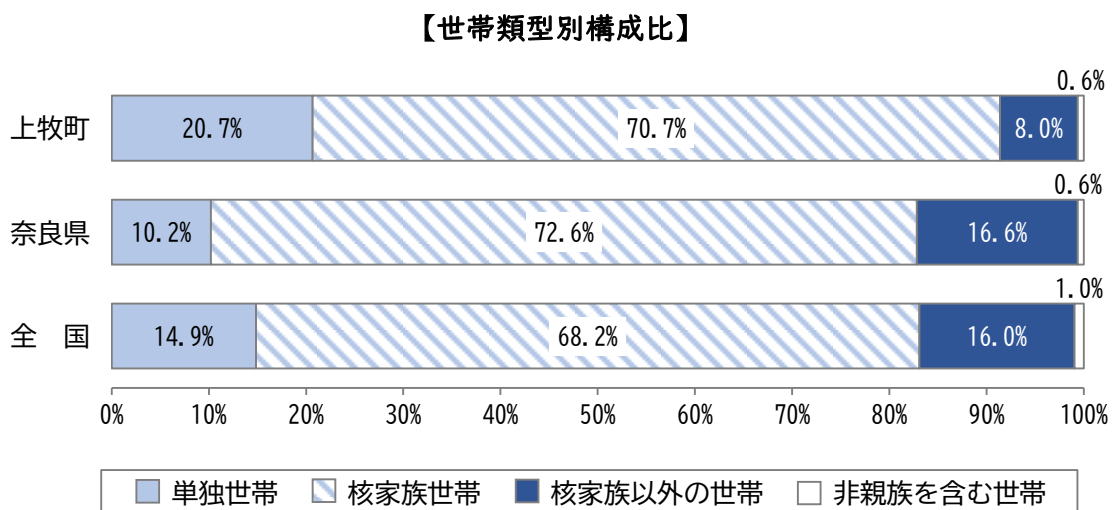
1世帯あたり人員は減少し、平成27(2015)年は1世帯あたり2.7人で平成2(1990)年の3.5人から0.8人減となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 世帯類型別構成比

平成27(2015)年の世帯類型別構成比をみると、単独世帯が20.7%となっており、全国、奈良県の割合を大きく上回っています。

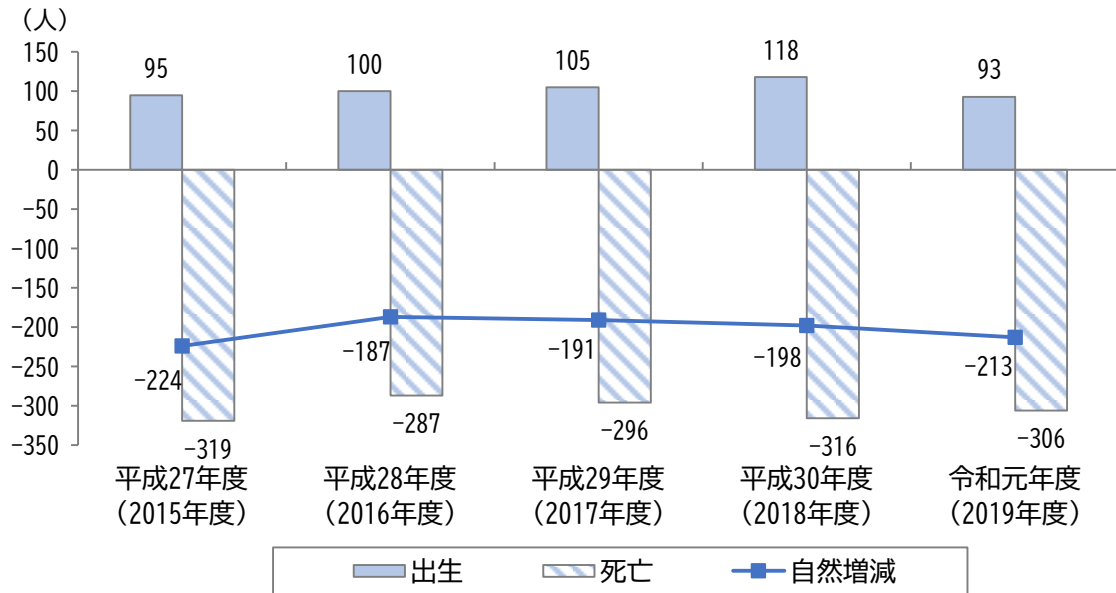


資料：平成27(2015)年国勢調査

(4) 自然動態人口（出生・死亡）の推移

自然動態人口は、死亡数が出生数を上回り続けており、令和元(2019)年度では自然増減が213人減少となっています。

【自然動態人口（出生・死亡）の推移】

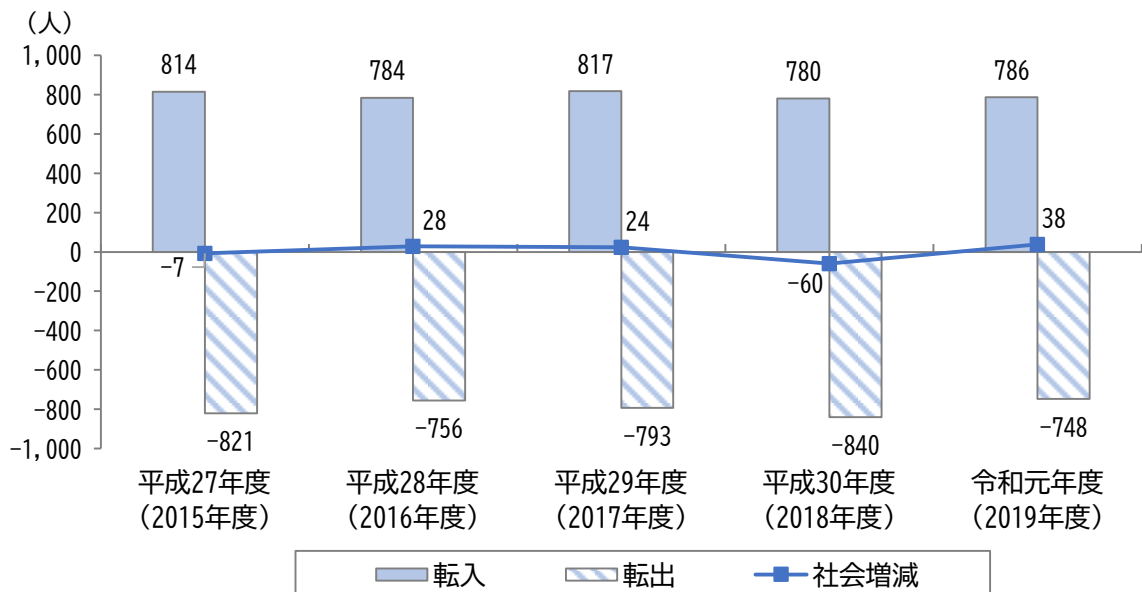


資料：上牧町住民基本台帳

(5) 社会動態人口（転入・転出）の推移

社会動態人口は、転入と転出が横ばいで推移しており、令和元(2019)年度の社会増減は38人増加となっています。

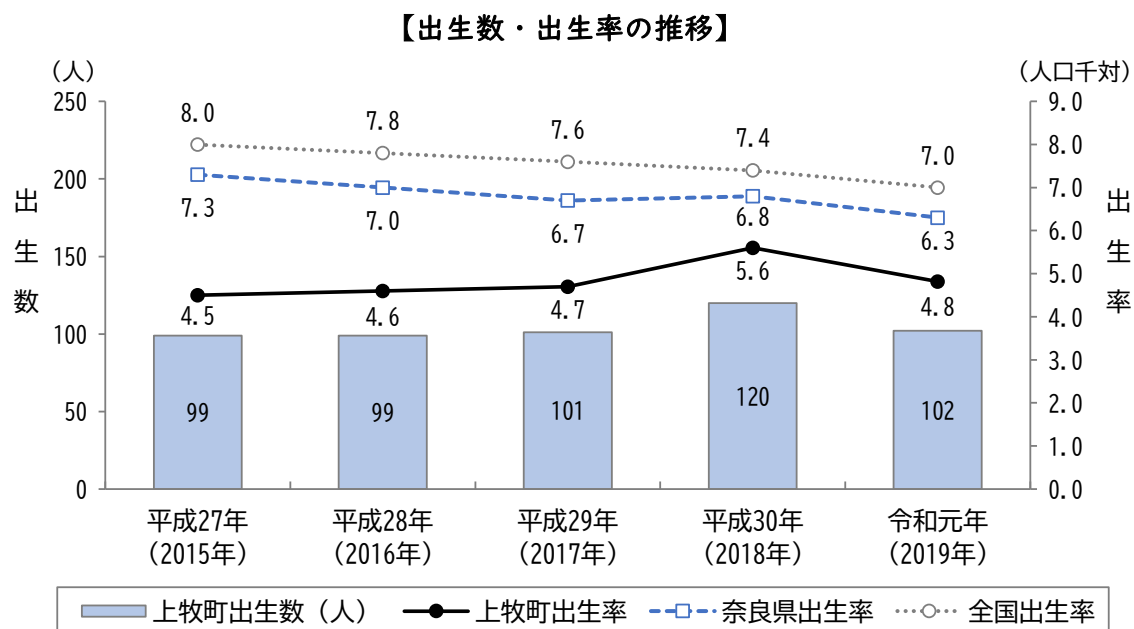
【社会動態人口（転入・転出）の推移】



資料：上牧町住民基本台帳

(6) 出生数・出生率の推移

出生数、人口千人当たりの出生率ともに横ばいで推移しており、令和元(2019)年で出生数が102人、出生率が4.8人となっています。本町の出生率は、全国平均、奈良県平均を大きく下回っています。



資料：人口動態統計

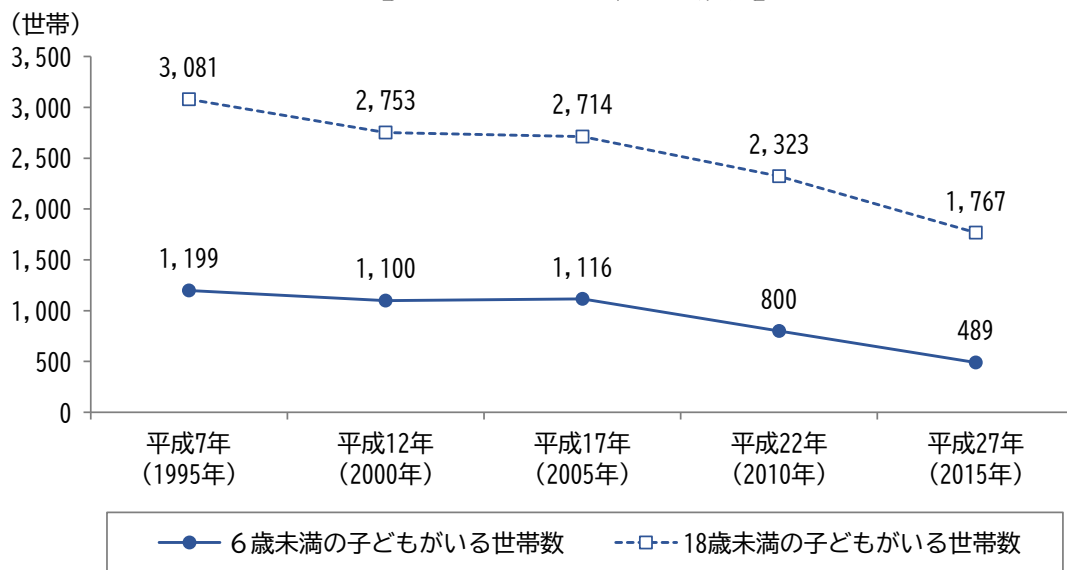
(7) 子どもがいる世帯の状況

平成27(2015)年には、6歳未満の子どもがいる世帯は489世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は1,767世帯となっています。

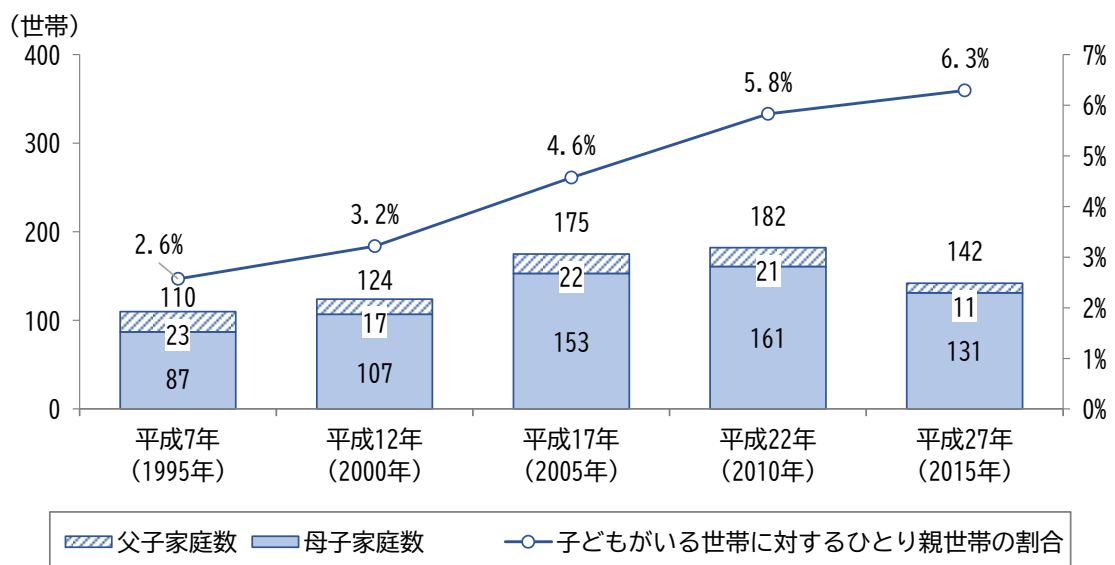
平成7(1995)年からの推移をみると、一貫して減少しており、6歳未満の子どもがいる世帯は20年の間で半数以下となっています。

ひとり親世帯数は、平成7(1995)年以降、増加傾向にありましたが、子どもがいる世帯数の減少に伴って平成27(2015)年には減少に転じています。一方で、子どもがいる世帯数に対する割合は上昇しており、平成27(2015)年には6.3%がひとり親世帯となっています。

【子どもがいる世帯数の推移】



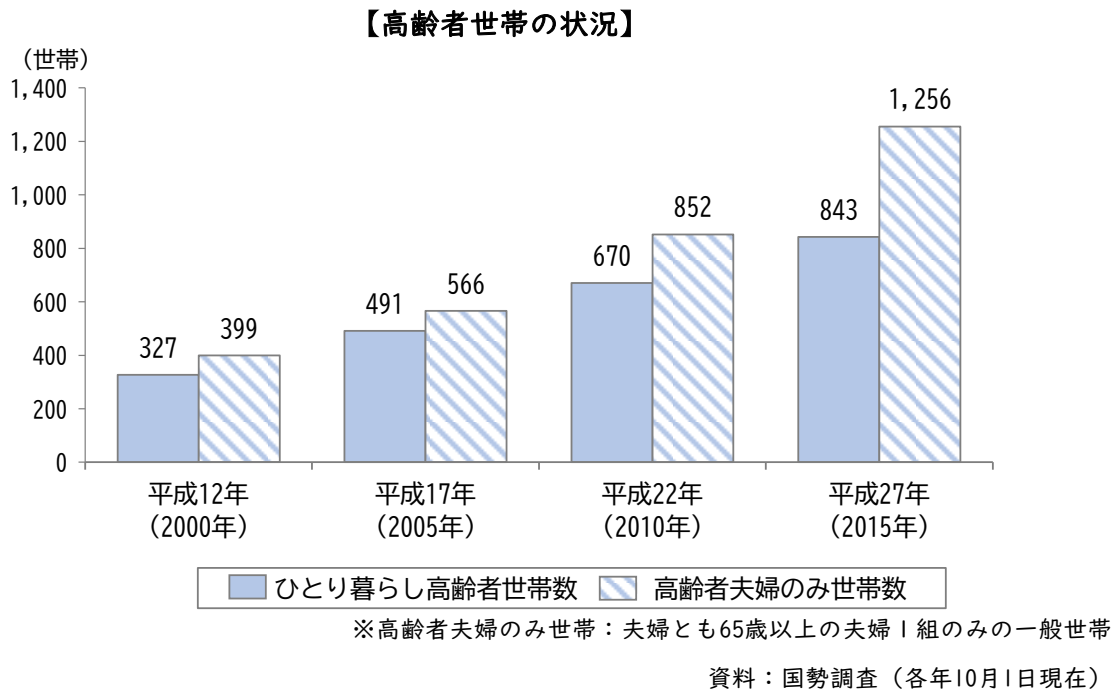
【ひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

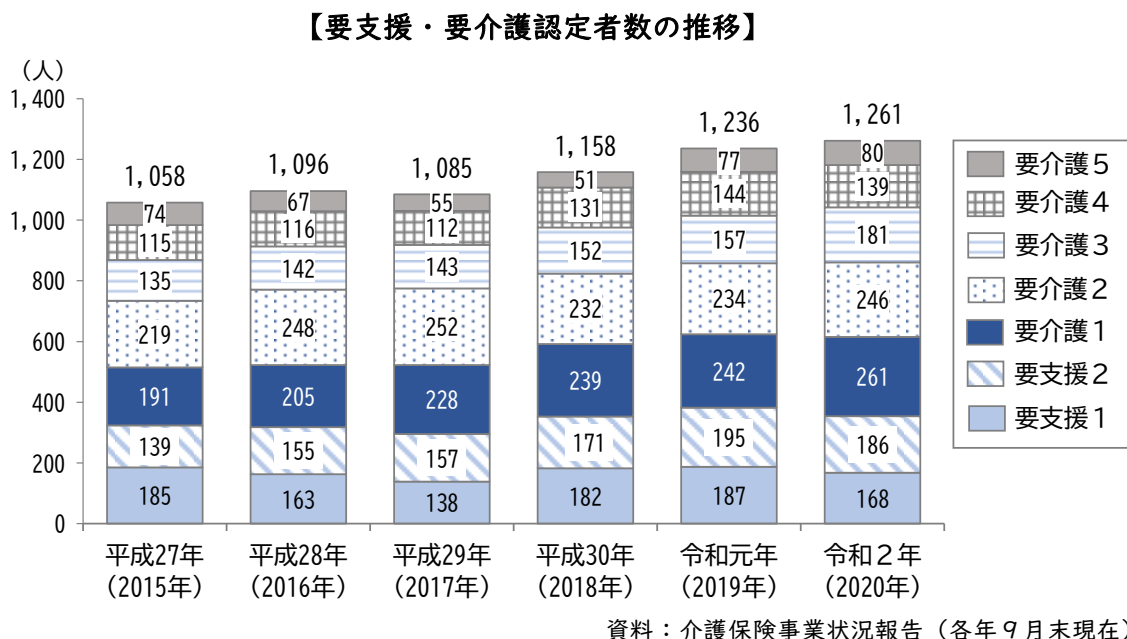
(8) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は年々増加しており、平成27(2015)年では、ひとり暮らし高齢者世帯数が843世帯、高齢者夫婦のみ世帯数が1,256世帯となっています。また、ひとり暮らし高齢者世帯数は、平成27(2015)年は平成12(2000)年と比べると約2.6倍、高齢者夫婦のみ世帯数が約3.1倍となっています。



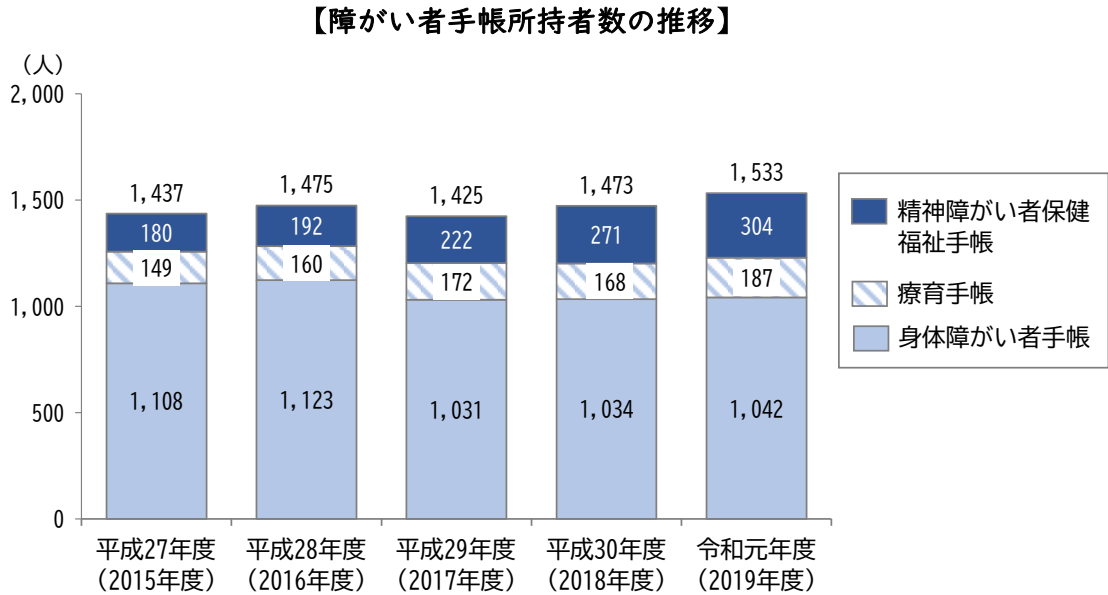
(9) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30(2018)年以降増加傾向にあり、令和2(2020)年で1,261人となっています。内訳をみると、要介護1～3で増加傾向であり、要介護1は平成27(2015)年に比べ令和2(2020)年では1.4倍となっています。



(10) 障がい者手帳所持者数の推移

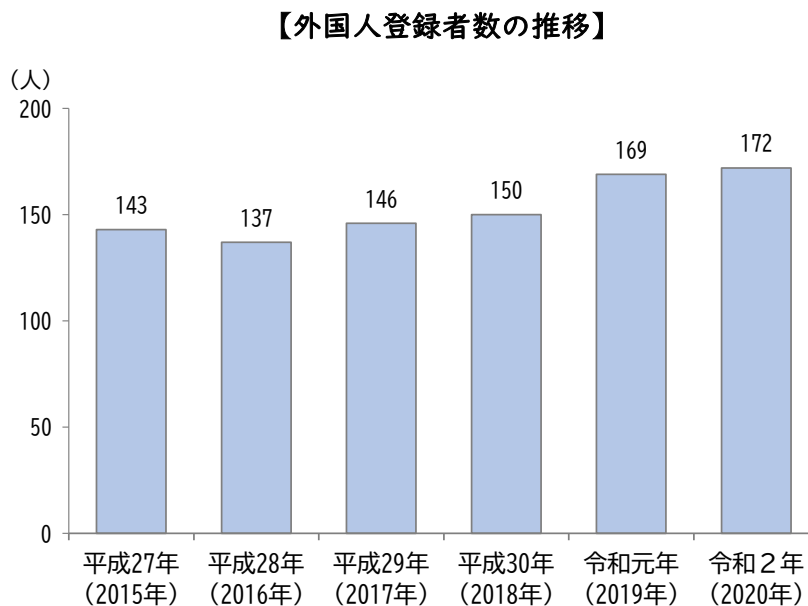
障がい者手帳所持者数は、令和元(2019)年度で1,533人となっており、なかでも精神障がい者保健福祉手帳が増加傾向となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

(11) 外国人登録者数の推移

外国人登録者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和2(2020)年には172人となっています。



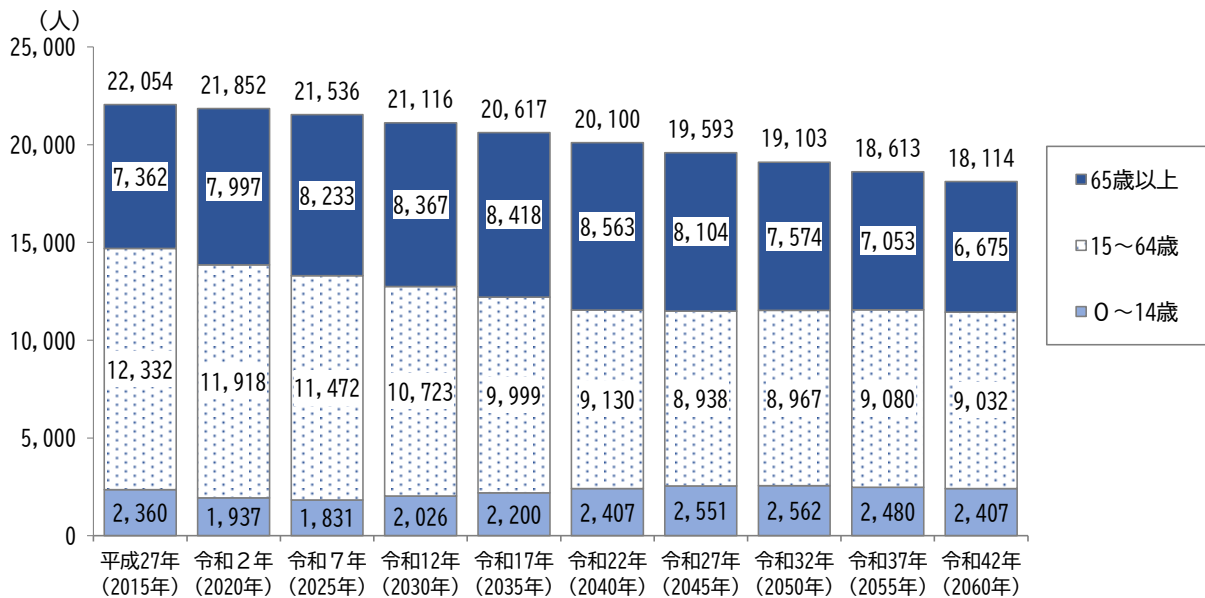
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

(12) 将来人口の推計

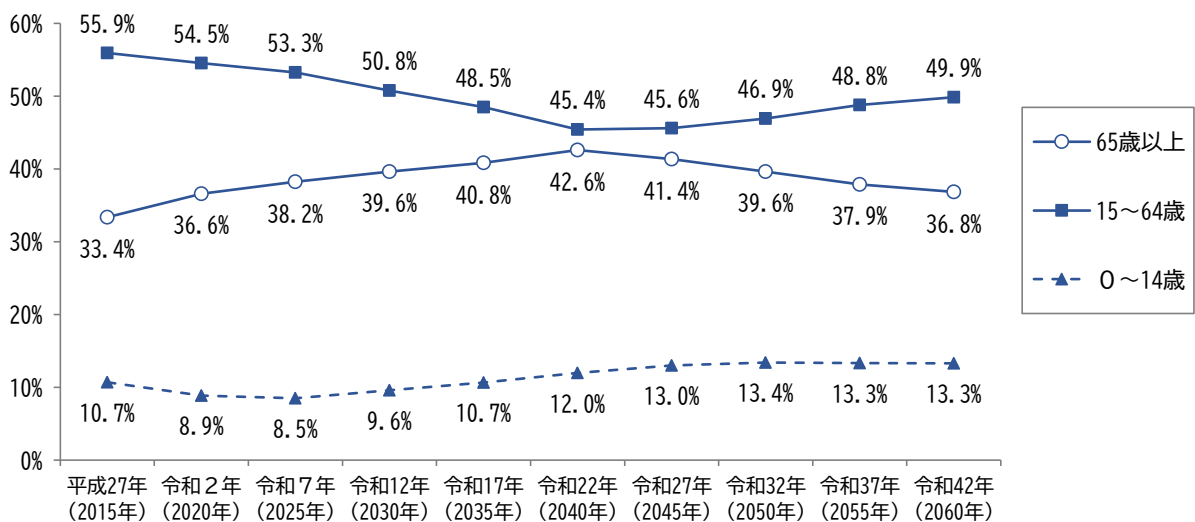
上牧町人口ビジョンによると、町の人口は今後も減少を続け、10年後の令和12(2030)年には21,116人、20年後の令和22(2040)年には20,100人となり、人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別では、15～64歳人口（生産年齢人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、令和12(2030)年には39.6%、20年後の令和22(2040)年には42.6%と高齢者が4割を超えると予測されています。

【年齢3区分別人口の推計】



【年齢3区分別人口割合の推計】



資料：上牧町人口ビジョン

(2) 地域で支え合う意識づくり

住民同士による地域での支え合いには、地域住民の福祉への関心を高め、近所付き合いや助け合いに対する意識を育んでいくことが重要です。小地域ネットワーク活動では、サロン活動を実施し、介護予防や季節行事を取り入れたもの、茶話会等の形式で行うもののほか、地域の認知症高齢者やひとり暮らし高齢者を見守るサロンや子どもの下校時間に合わせて開催する宿題サロンなど、様々な活動を地域で展開し、地域で支え合うことの重要性について住民の意識の醸成を図っています。

また、健康上牧21計画での取り組みでは、子ども、成人、高齢者の3グループでの事業を通じて健康づくりだけでなく、多世代間の交流を促し、「ふれあい社協まつり」では、子どもから高齢者までの幅広い世代の町民が交流し、ボランティア活動に接する機会を提供するなどの取り組みを行っています。

本町でも、外国人住民が増加しており、またLGBT¹⁰や障がいのある人など地域に暮らす多様な住民との共生に向けた理解促進が求められています。性別、年齢、障がいの有無、国籍などに関係なく、多様性を認め合い支え合う意識を醸成する福祉学習の推進が重要です。

■ サロン活動の様子

【松里園ふれあいの会の異世代交流会】



【アーバンうきうきネットのお茶飲みサロン】



¹⁰ LGBT：人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認についての性的マイノリティを限定的にさす言葉。女性の同性愛者（レズビアン：Lesbian）、男性の同性愛者（ゲイ：Gay）、両性愛者（バイセクシュアル：Bisexual）、性別にとらわれない在り方をもつ人（トランスジェンダー：Transgender）の頭文字を取った総称。

(3) 地域の見守り体制の強化

見守り活動では、民生委員・児童委員¹¹と町や社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携し、福祉に関する制度や事業に関する情報を共有するとともに、民生児童委員協議会やシルバークラブ連合会、ケアマネジャー¹²連絡会等の団体間の交流促進に係る支援を行ってきました。

町では、新規事業として「上牧町高齢者等見守りネットワーク事業」を開始し、高齢者の見守り活動を行っています。また、要保護児童対策協議会を中心に、町内の保育所や幼稚園、教育委員会等の関係機関が連携し、児童の見守り活動を行っています。

民生委員・児童委員の役割や活動内容がより一層住民に十分浸透していくよう、引き続き広報等により周知していくことが必要です。また、地域で孤立している方や生活困窮者等の早期発見に向け、ライフライン事業者等との連携体制の強化が重要です。

(4) 地域での交流機会の充実

各地域での小地域ネットワーク活動は、公民館・老人憩いの家などを利用して行われています。

また、町では、子育て世代の交流の場として「つどいの広場」事業を実施したりするなど、高齢者や子育て世代が交流できる機会や場の充実を図っています。

サロン等の充実や継続的な開催に向けた支援など、活動しやすい環境づくりに向けて町が担うべき役割や方法の検討が必要です。

■ 「つどいの広場」サロンぽけっとの様子



¹¹ 民生委員・児童委員：民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、市町村の区域を担当し、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、福祉サービス制度の説明等必要な援助を行っています。同時に、児童及び妊婦の福祉の向上のため、子どもの教育や福祉サービスの利用等必要な相談・援助を行う児童委員を兼ねています。また、一部の児童委員は、主任児童委員として、担当区域を限定せず、関係機関と区域担当の児童委員との連絡・調整を行っています。

¹² ケアマネジャー：介護支援専門員。要介護（支援）者からの相談に応じて、要介護（支援）者がある心身状態に応じて適切な居宅サービスや施設サービスなどを利用できるよう、居宅サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で要介護（支援）者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者。

2. だれもが地域に参加（社会参加）できる仕組みづくり（町・社会福祉協議会）

（1）地域福祉を担う人材育成と活用

少子高齢化が進む中、地域活動やボランティア活動においては、将来の担い手の不足や活動メンバーの固定化、高齢化が問題となっており、担い手の確保が課題となっています。

町では、「いきいきファイル」を作成し、介護予防サロンや生活支援サポーター¹³などの紹介を行っています。

上牧町社会福祉協議会では、「かんまきタウンカレッジ」においてボランティアに関する講義を月1回開催しています。かんまきタウンカレッジでは企画や講師を住民が行い、福祉分野に留まらず、子どもを対象とした企画の開催などを実施していますが、講義受講後、実際の活動に結び付いていないため、活動へのマッチングに向けた支援方策について検討が必要です。

また、「高齢者見守り配食」の配食業務を就労継続支援事業の利用者が担うことで、利用者と地域住民との交流につなげています。そのほか、生活困窮世帯等の困りごとを抱えた子ども達を対象とした学習支援の場「きらっと」を継続開催（令和元(2019)年度から中学生を対象に拡充）し、ひきこもりなどで社会参加しにくい人達の家族同士がつながるための「ひきこもり家族のつどい」を令和元(2019)年度より開催しています。そして、当事者の居場所づくりとして、「ひきこもり当事者のつどい」を同時開催しています。

就労継続支援事業以外で地域活動に参加する利用者は限られているため、利用者それぞれの特性に応じて参加や経験ができる場の検討が必要です。また、生活困窮者やひきこもりの人、その家族の尊厳に配慮しながら、だれもが地域活動に参加できる機会づくりが重要です。

■かんまきタウンカレッジの様子



（2）ボランティア活動の推進

上牧町ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会がボランティアの総合窓口となり、活動を始めたい人への情報提供や相談支援を実施しています。また、上牧町ボランティア連絡協議会や小地域ネットワークでは定期的に会議を開催し、地域活動に関する情報を共有しています。

子育てサポーターや生活支援サポーターなどの活動者からの紹介で新規活動者が加入し、地域住民同士のつながりで新しい活動者が増加しています。

¹³ 生活支援サポーター：地域での高齢者の生活を支えるシステムとして、養成講座を修了した高齢者の個別の生活課題に応える住民参加サービスの担い手。

(3) 活動者への支援の充実

町では、令和2(2020)年4月に空き家を活用し、「ほほ笑みサロン片岡」を開設するなど、既存施設の維持管理を行いながら、地域の活動者や団体が活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。長く安定した地域活動を支援するため、町の個別施設計画を踏まえながら活動拠点の整備を進め、さらに支援体制の充実をさせていくことが重要です。

社会福祉協議会では、活動者への支援としては、「ちょボラ」の定期的発行によるボランティア情報の継続的な発信を支援し、活動者とボランティア活動へのマッチングをはじめ、かんまきタウンカレッジにおける活動者の交流の場の提供や、上牧町ボランティア連絡協議会の定例会の定期的な開催を支援し、団体間の協力関係の構築を図っています。

ボランティア活動や小地域ネットワーク活動などについては情報誌により周知を図っていますが、地域での活動者が固定化し、複数の活動を担っており、活動者の負担が大きくなっています。

3. 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり (町・社会福祉協議会)

(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

町では、「かんまき子育て支援ガイドブック」や「あなたと歩む介護保険」「ともに生きる社会をつくる障害者総合支援法利用者のためのかんたんガイド」などのパンフレットを作成するとともに、町ホームページに分野ごとのページを作成し、行政サービスに関する情報提供を行っています。住民が常に最新の情報を得ることができるよう、新たなサービスや事業等に関して広報やホームページ、SNS¹⁴を通じて周知を充実させていくことが重要です。

社会福祉協議会では、「社協だより」、ホームページ、ボランティア情報誌「ちょボラ」、小地域ネットワークの情報誌によって地域活動の情報を発信しています。

(2) 地域の相談・支援体制の充実

町では、平成30(2018)年4月に機構改革により福祉課・こども支援課を2000年会館に移転し、高齢者・障がい者・児童・生活困窮など福祉に関する手続きの集約化と、複合的な課題に対する担当職員間の連携を円滑に進めるための体制を整備しました。また、生活困窮者への対応は、奈良県中和福祉事務所や奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターなどの関係機関とも連携し取り組んでいます。

本町における相談支援体制を一層推進するため、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民や社会福祉協議会、専門機関、行政間の連携を充実させていくとともに、複合的な課題に対する包括的な連携体制を一層強化していくことが重要です。

¹⁴ SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

(3) 地域ぐるみでの防犯・防災の推進

高齢者等を狙った特殊詐欺¹⁵等の通報があれば、町内放送やホームページを活用し、その情報を迅速に住民に発信しています。また、民生児童委員協議会が西和警察署による特殊詐欺や交通安全の講習を受講し、チラシ配布等を通じて地域住民への啓発を行っています。

災害時に支援が必要な方の把握を目的に、町による災害時要配慮者名簿作成¹⁶及び民生児童委員協議会による要援護者への見守り活動及び名簿の作成を行っています。また、町と社会福祉協議会のそれぞれが防災訓練を開催し、住民に対する防災意識の向上を図っています。

災害時に支援が必要な方の安全を確保するため、災害時における避難活動やボランティア活動の中心となる町や社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員などの連携を促進させていくとともに、災害時の近隣での助け合い活動や避難行動のあり方等について地域住民への啓発をより一層進めることが必要です。

■社会福祉協議会 災害ボランティア訓練の様子



(4) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進

平成30(2018)年4月の機構改革により、虐待事案については、高齢・障がい・児童の各担当課が連携し迅速に対応できる体制を構築しています。

また、住民や町職員に対し、人権について考える機会を提供するため、研修会を開催し、ケアマネジャー連絡会及び民生児童委員協議会では、地域出前講座として成年後見制度に関する研修会を実施しました。

民生児童委員協議会などの地域団体に対する啓発を推進するとともに、複合化・複雑化した事案に関する相談支援体制を強化することが重要です。

¹⁵ 特殊詐欺：電話などの通信手段を使って、対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。

¹⁶ 災害時要配慮者名簿作成：平成25(2013)年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

4. 暮らしの課題を受け止める相談体制の強化（社会福祉協議会）

（1）ニーズ把握の充実

社会福祉協議会では、小地域ネットワークの各団体世話人会やサロンに参加することを通じて、地域での困りごとを把握できる体制を構築しています。また、サービス調整会議では各分野担当の職員が参画し、公的サービスや地域の社会資源につなげています。

さらに、生活支援コーディネーター¹⁷事業の受託により、これまでつながりがなかった団体との関わりができたことで、生活支援のニーズ把握と新たなサービスの開発の取り組みを進めています。

一方、小地域ネットワークの世話人会など地域のキーパーソン同士が地域の困りごとについて相談し合える体制づくりが不十分であることや、世話人の高齢化が進み、負担が大きくなっているなどの課題があります。また、小地域ネットワークが確立していない地域では、福祉課題を解決する場がない状況も散見されます。

（2）関係機関の連携の強化

社会福祉協議会では、子どもから高齢者までの様々な事業を展開する中で、関係機関とのつながりもできつつあり、情報共有の場や協議の場への参画が可能となっています。しかし、専門機関・関係機関との連携は比較的個人的な関係に留まっている部分があります。そのため、制度の狭間で困っている方の把握が困難な状況にあります。

5. 地域福祉推進のための連携と協働の基盤づくり（町・社会福祉協議会）

（1）社会福祉協議会と行政の連携の強化

社会福祉協議会の地域福祉活動計画の評価委員会に町職員が参加し、計画の進捗状況について情報共有を図ってきました。今後は、地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体となった本計画の進捗について、町と社会福祉協議会が協働して検証していくことが必要です。

（2）福祉関係団体機関との連携と協働の推進

町や社会福祉協議会は、それぞれ地域福祉の推進に向け施策を展開してきました。今後は、地域の生活課題や福祉課題への解決に向けて、より重層的な関係機関との連携強化を進めていくことが必要です。

¹⁷ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

3 住民アンケート調査等から見える現状

(1) 住民アンケート調査の結果

□住民アンケート調査結果を見る際の注意事項

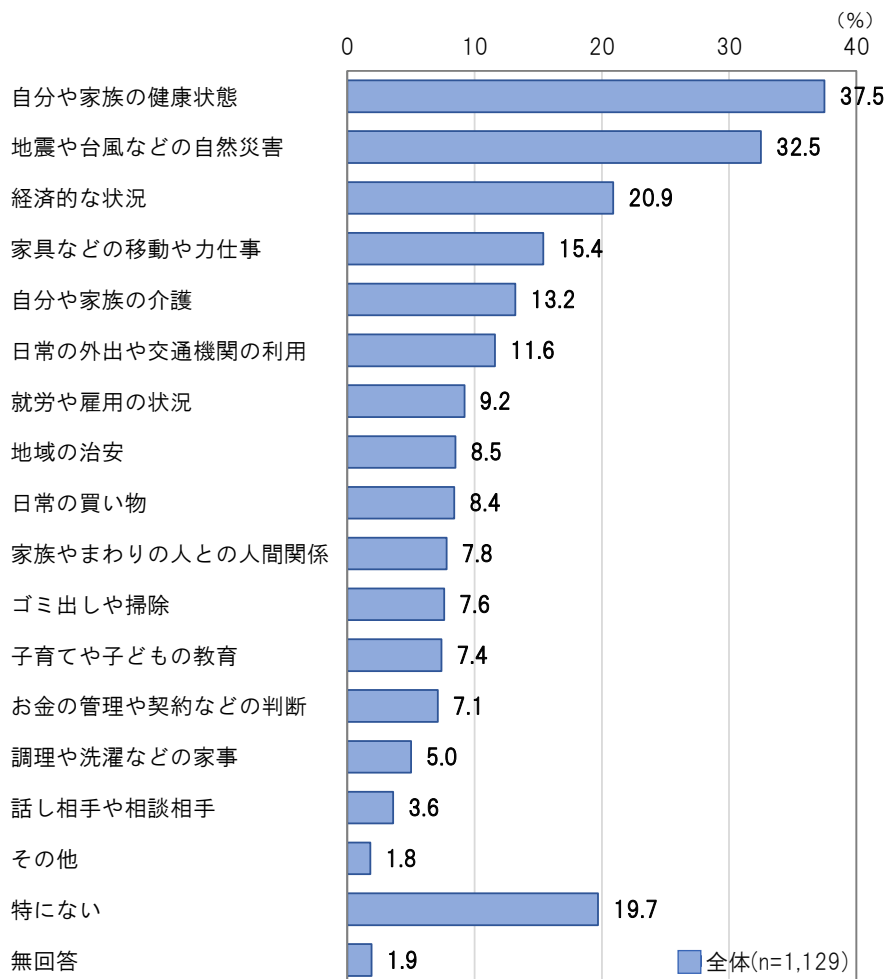
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合があります。

① 日常生活での楽しみや困りごとについて

(ア) 日常生活で困ったり不安に感じたりしていること

- ・日常生活で困ったり不安に感じたりしていることでは、「自分や家族の健康状態」が37.5%と最も多く、次いで「地震や台風などの自然災害」(32.5%)、「経済的な状況」(20.9%)の順となっています。

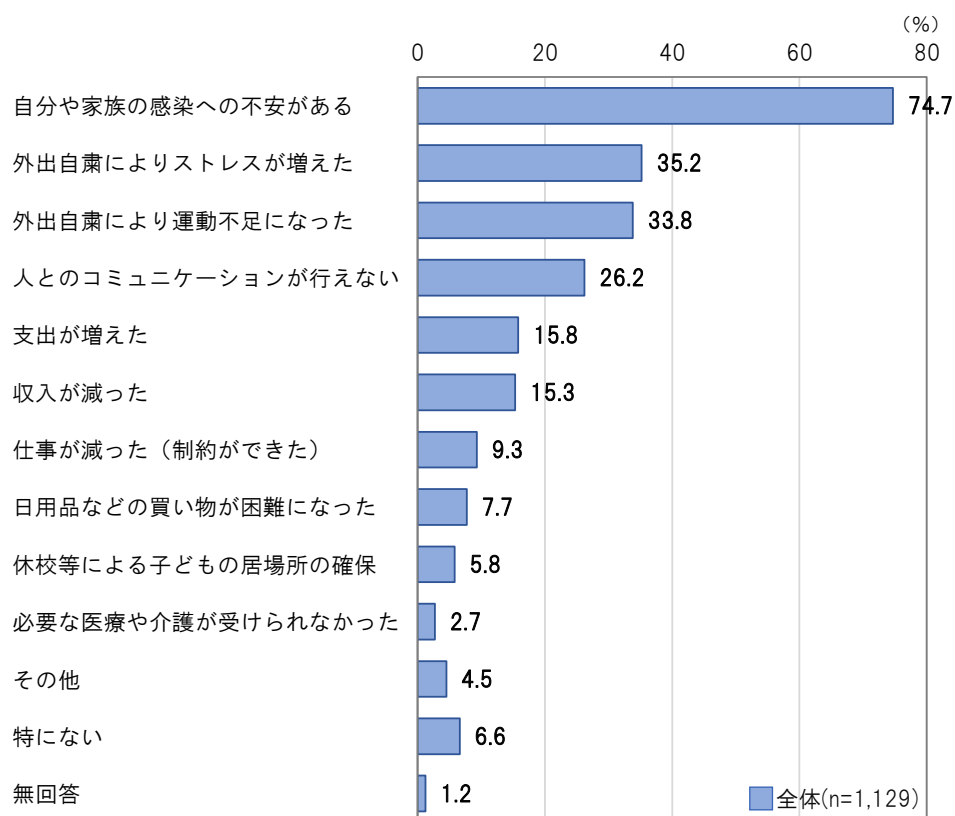
【日常生活で困ったり不安に感じたりしていること】



(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の中での不安や困りごと

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の中での不安や困りごとでは、「自分や家族の感染への不安がある」が74.7%と7割以上を占めて最も多く、次いで「外出自粛によりストレスが増えた」(35.2%)、「外出自粛により運動不足になった」(33.8%)、「人とのコミュニケーションが行えない」(26.2%)の順となっています。

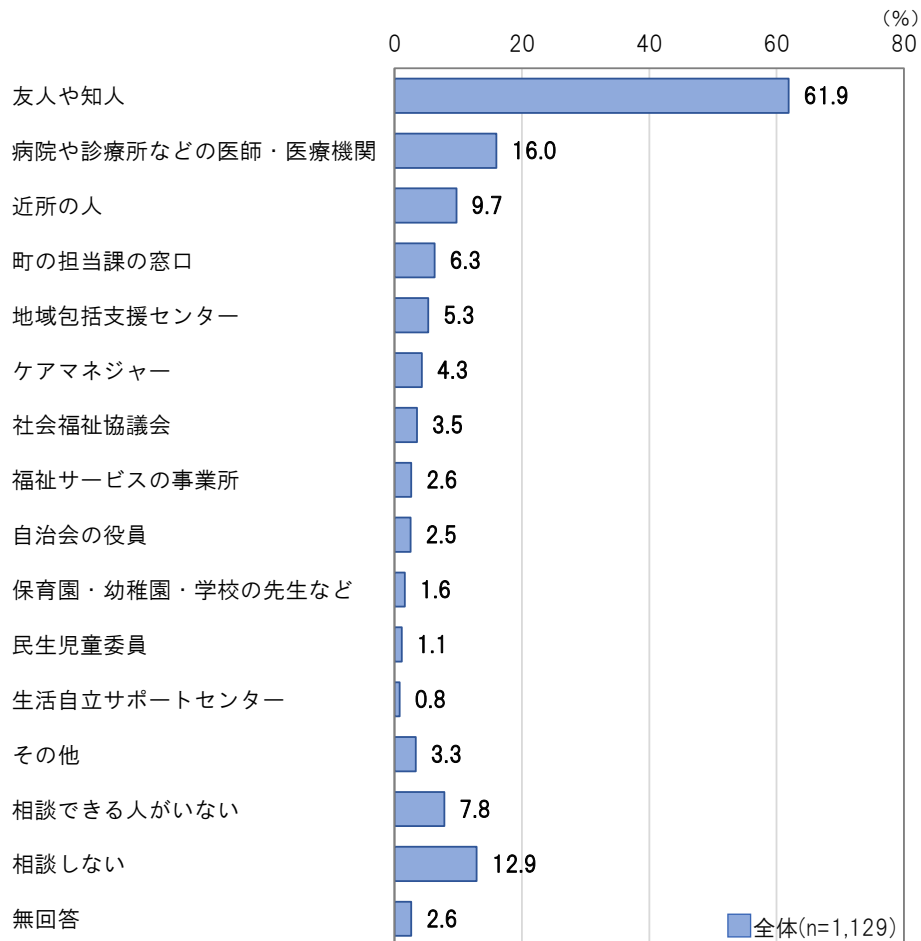
【新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の中での不安や困りごと】



(ウ) 悩みや不安の相談先

- ・ 家族や親せき以外での悩みや不安の相談先では、「友人や知人」が61.9%と最も高く、次いで「病院や診療所などの医師・医療機関」(16.0%)、「近所の人」(9.7%)、「町の担当課の窓口」(6.3%)の順となっています。
- ・ また、「相談しない」が12.9%、「相談できる人がいない」が7.8%となっています。

【悩みや不安の相談先】

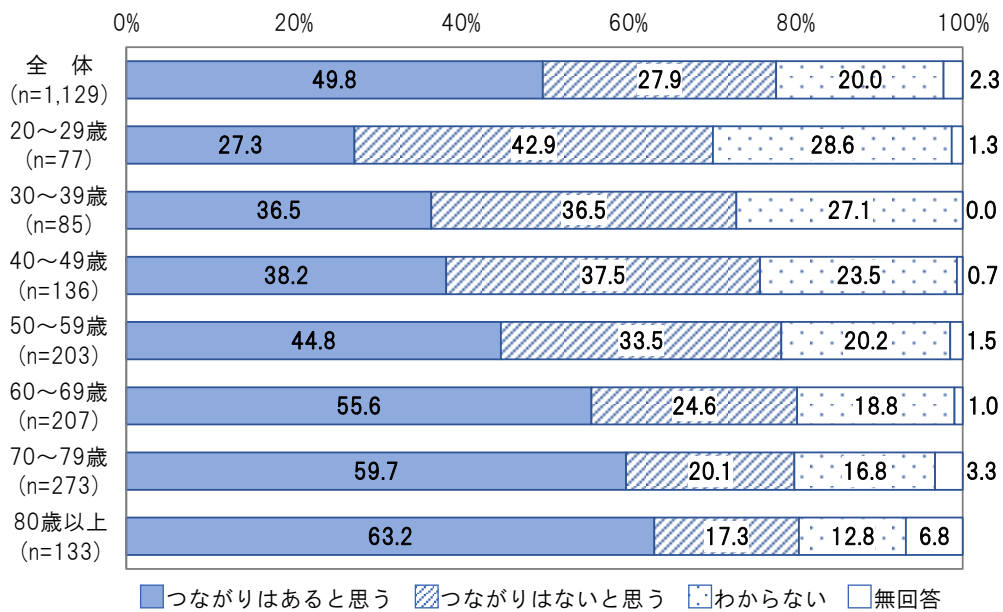


② 近所とのつながりや地域での生活について

(ア) 地域とのつながり

- ・地域とのつながりは、「つながりはあると思う」が49.8%と約半数を占め、「つながりはないと思う」(27.9%)を21.9ポイント上回っています。
- ・年代別にみると、年代が上がるにつれて「つながりはあると思う」の割合が増えており、80歳以上では6割以上を占めています。一方で、年代が下がるにつれて「つながりはないと思う」の割合が増えており、20～29歳では4割以上を占めています。

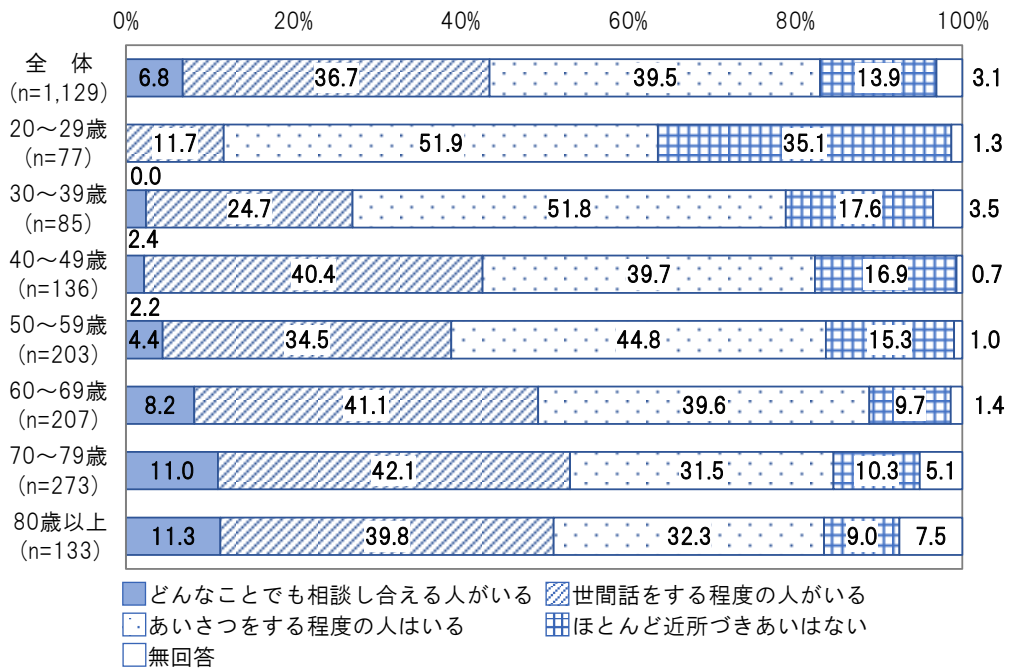
【地域とのつながり（年代別）】



(イ) 隣近所の人とのつきあいの程度

- ・隣近所の人とのつきあいの程度は、「あいさつをする程度の人はいる」が39.5%と最も多く、次いで「世間話をする程度の人がいる」が36.7%となっています。一方で、「ほとんど近所づきあいはない」が13.9%となっています。
- ・年代別にみると、年代が下がるにつれて「ほとんど近所づきあいはない」の割合が増えており、20～29歳では3割以上を占めています。

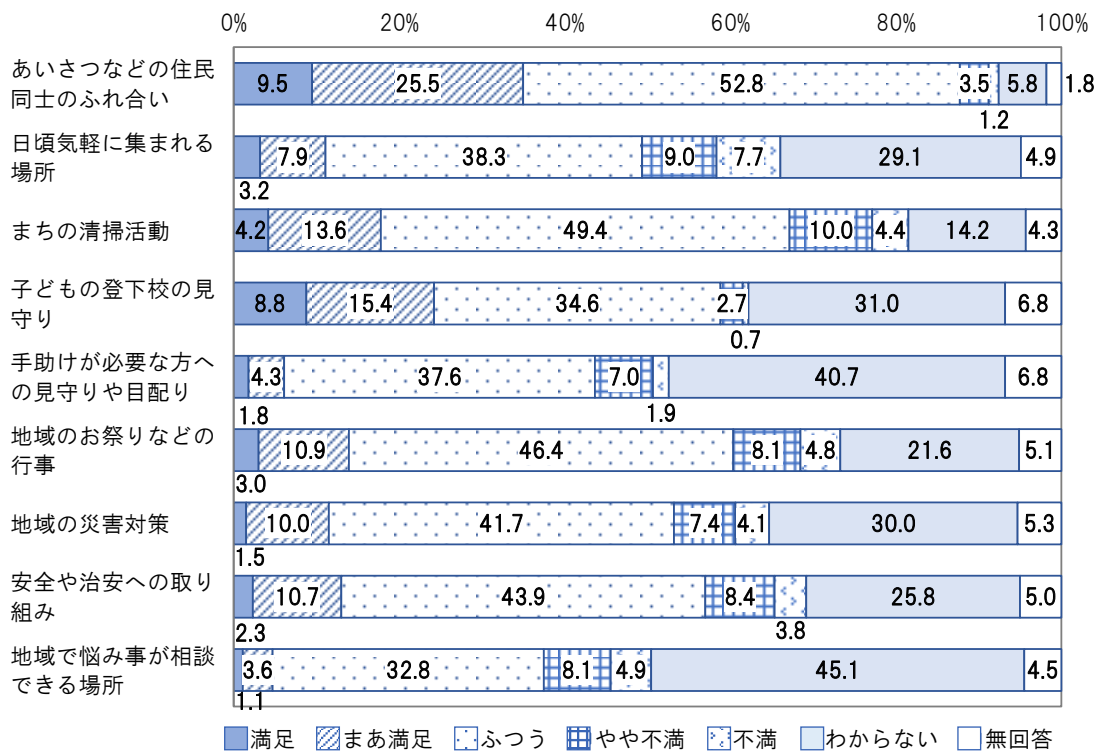
【隣近所の人とのつきあいの程度（年代別）】



(ウ) 居住地域での満足度

- ・居住地域での満足度は、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』の割合は、“あいさつなどの住民同士のふれ合い”が35.0%と最も多く、次いで“子どもの登下校の見守り”（24.2%）、“まちの清掃活動”（17.8%）の順となっています。
- ・一方で、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』の割合は、“日頃気軽に集まれる場所”が16.7%と最も多く、次いで“まちの清掃活動”（14.4%）、“地域で悩み事が相談できる場所”（13.0%）の順となっています。

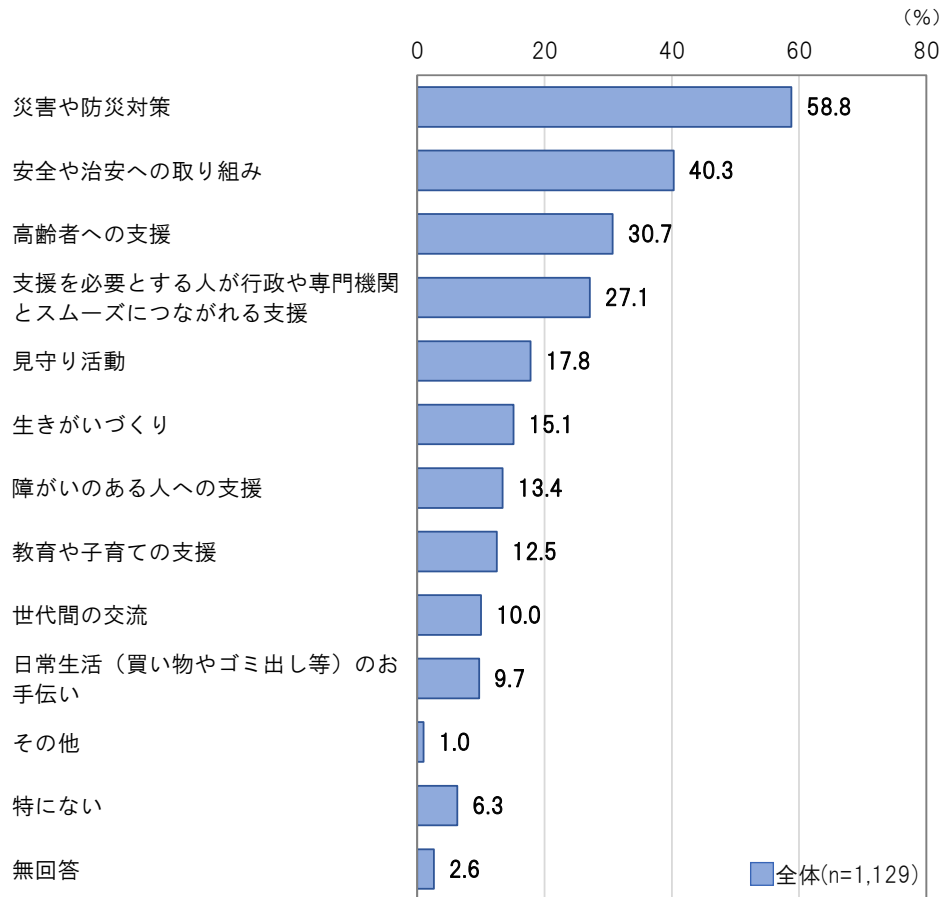
【居住地域での満足度】



(エ) 地域として取り組む必要があること

- ・地域として取り組む必要があることでは、「災害や防災対策」が58.8%と最も多く、次いで「安全や治安への取り組み」(40.3%)、「高齢者への支援」(30.7%)、「支援を必要とする人が行政や専門機関とスムーズにつながれる支援」(27.1%)の順となっています。

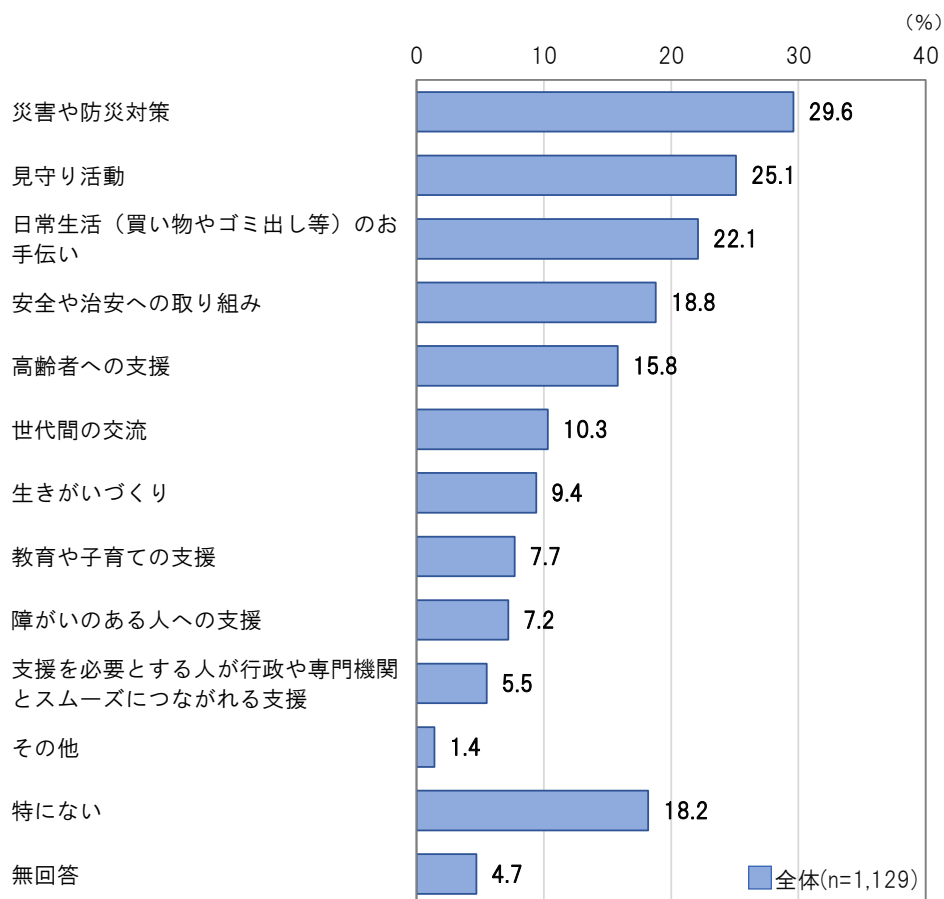
【地域として取り組む必要があること】



(オ) 地域の中で自分自身が参加・手助けできること

- ・地域の中で自分自身が参加・手助けできることでは、「災害や防災対策」が29.6%と最も多く、次いで「見守り活動」(25.1%)、「日常生活(買い物やゴミ出し等)のお手伝い」(22.1%)、「安全や治安への取り組み」(18.8%)の順となっています。
- ・『(エ) 地域として取り組む必要があること』と比較すると、「災害や防災対策」や「安全や治安への取り組み」、「見守り活動」では必要としている人の割合も高く、参加・手助けできる人の割合も高いことから、地域の中でお互いに支え合える内容であることがわかります。
- ・一方で、「支援を必要とする人が行政や専門機関とスムーズにつながれる支援」では必要としている人の割合は高い一方で、参加・手助けできる人の割合は1割未満と低いことから、行政等の支援が必要であることがわかります。

【地域の中で自分自身が参加・手助けできること】

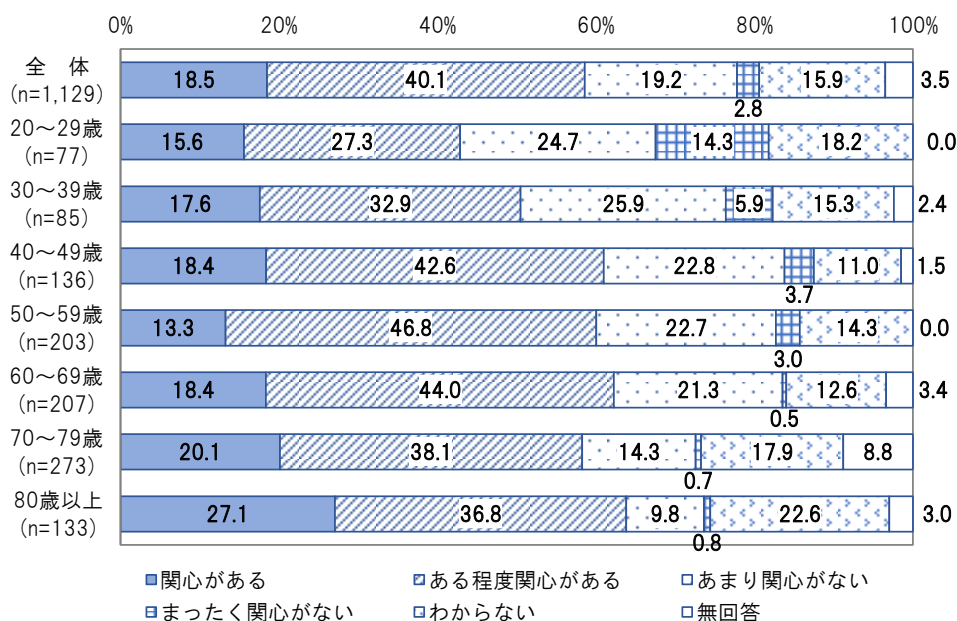


③ 地域の福祉について

(ア) 福祉への関心度

- ・福祉への関心度については、「ある程度関心がある」が40.1%と最も多く、「関心がある」（18.5%）と合わせると、福祉に『関心がある』人が6割近くとなっています。
- ・年代別にみると、『関心がある』の割合は、80歳以上で63.9%と最も多く、次いで60～69歳（62.4%）となっており、一方で、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』の割合は、年代が下がるほど割合が高く、20～29歳では約4割を占めています。

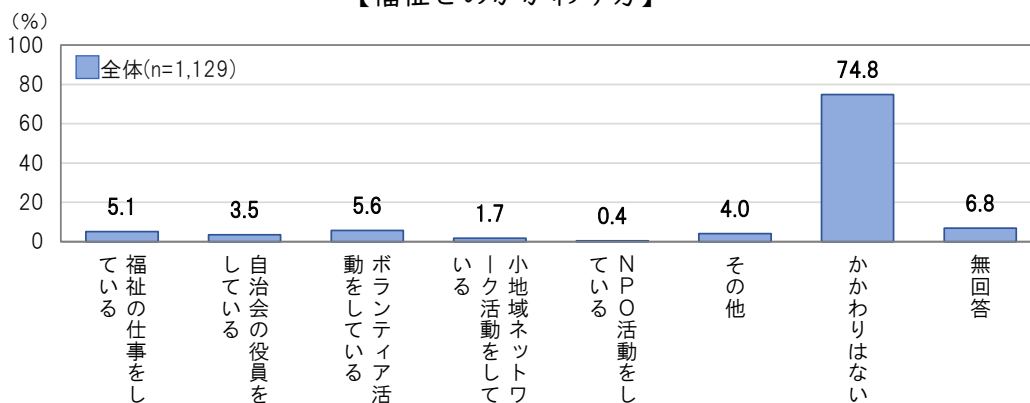
【福祉への関心度（年代別）】



(イ) 福祉とのかかわり方

- ・福祉とのかかわり方は、「かかわりはない」が74.8%と最も多くなっており、福祉とのかかわりを持っている人は2割未満となっています。
- ・福祉とのかかわりを持っている人では「ボランティア活動をしている」が5.6%、「福祉の仕事をしている」が5.1%となっています。

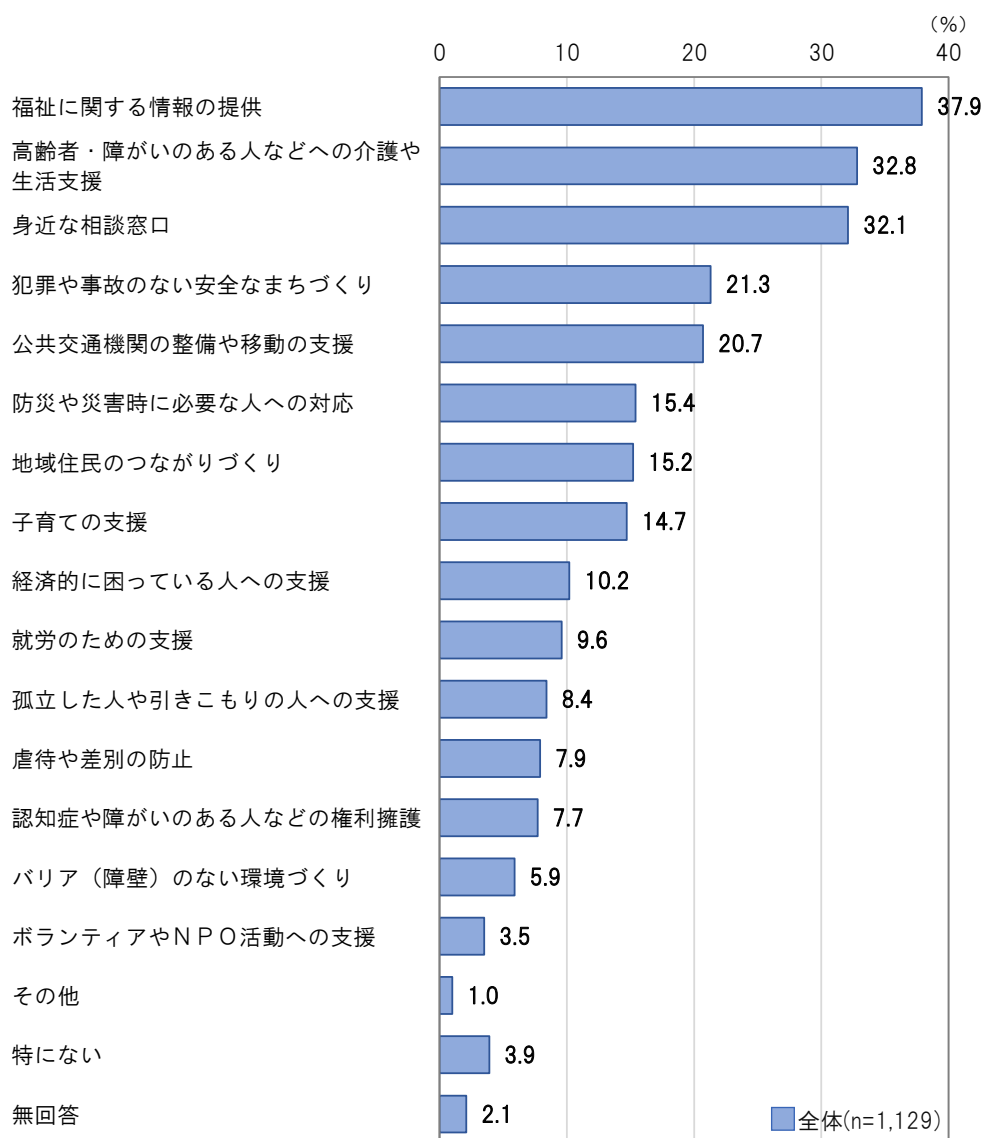
【福祉とのかかわり方】



(ウ) 地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべきこと

・地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべきことでは、「福祉に関する情報の提供」が37.9%と最も多く、次いで「高齢者・障がいのある人などへの介護や生活支援」(32.8%)、「身近な相談窓口」(32.1%)、「犯罪や事故のない安全なまちづくり」(21.3%)の順となっています。

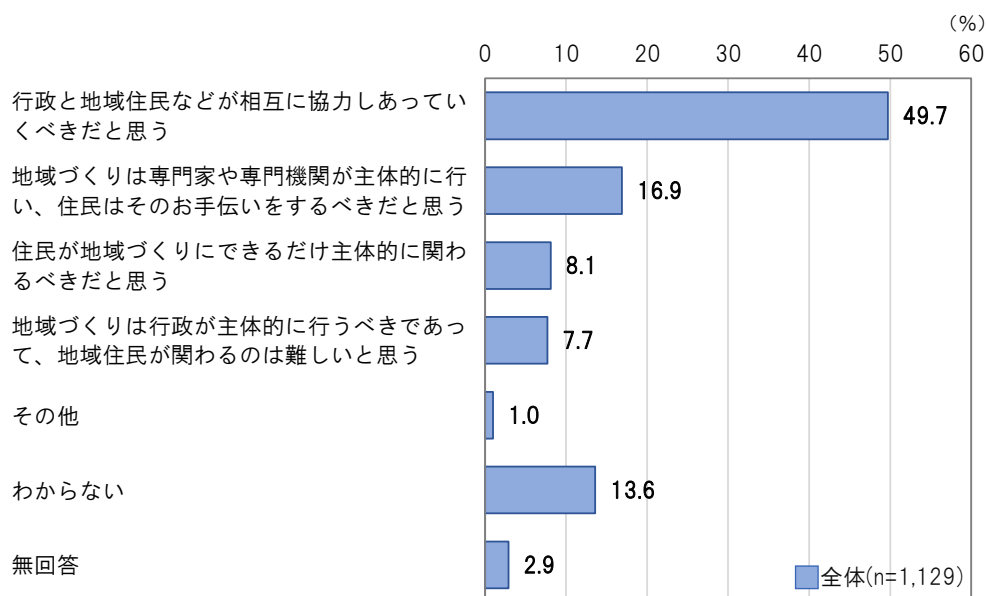
【地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべきこと】



(エ) 地域づくりと住民との関わり方に対する考え

・地域づくりと住民との関わり方に対する考えでは、「行政と地域住民などが相互に協力しあっていくべきだと思う」が49.7%と約半数を占め、次いで「地域づくりは専門家や専門機関が主体的に行い、住民はそのお手伝いをするべきだと思う」が16.9%となっています。

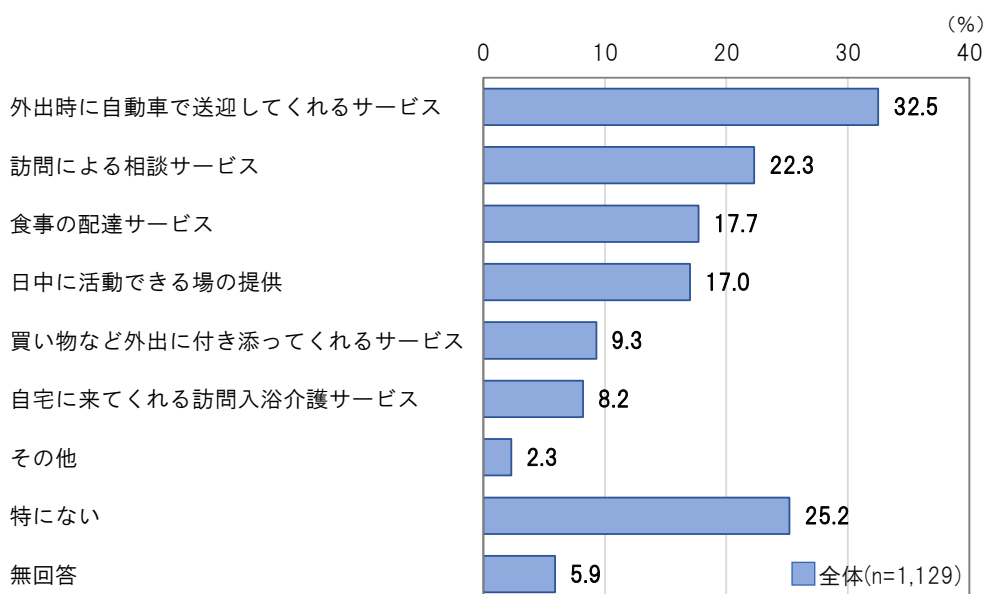
【地域づくりと住民との関わり方に対する考え】



(オ) 住み慣れた地域での生活を継続するために行政に望む支援やサービス

・住み慣れた地域での生活を継続するために行政に望む支援やサービスでは、「外出時に自動車で送迎してくれるサービス」が32.5%と最も多く、次いで「訪問による相談サービス」(22.3%)、「食事の配達サービス」(17.7%)、「日中に活動できる場の提供」(17.0%)の順となっています。

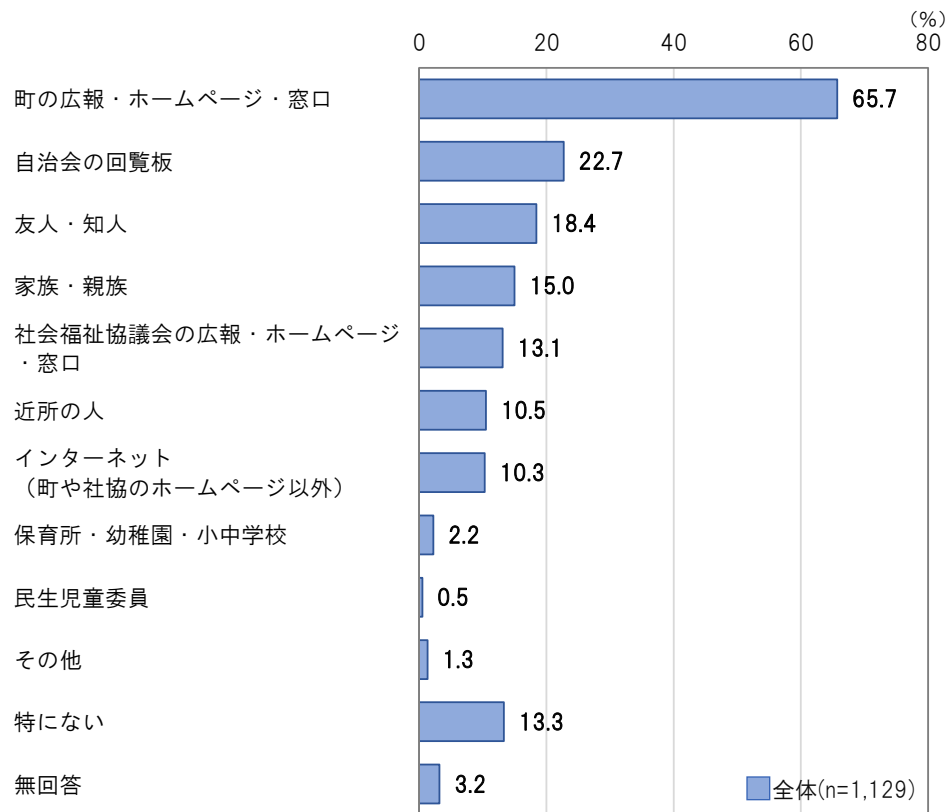
【住み慣れた地域での生活を継続するために行政に望む支援やサービス】



(カ) 福祉サービスの情報の入手先

- ・福祉サービスの情報の入手先では、「町の広報・ホームページ・窓口」が65.7%と6割以上を占め、その他の項目と比べても突出して高くなっています。
- 次いで「自治会の回覧板」(22.7%)、「友人・知人」(18.4%)、「家族・親族」(15.0%)、「社会福祉協議会の広報・ホームページ・窓口」(13.1%)の順となっています。

【福祉サービスの情報の入手先】

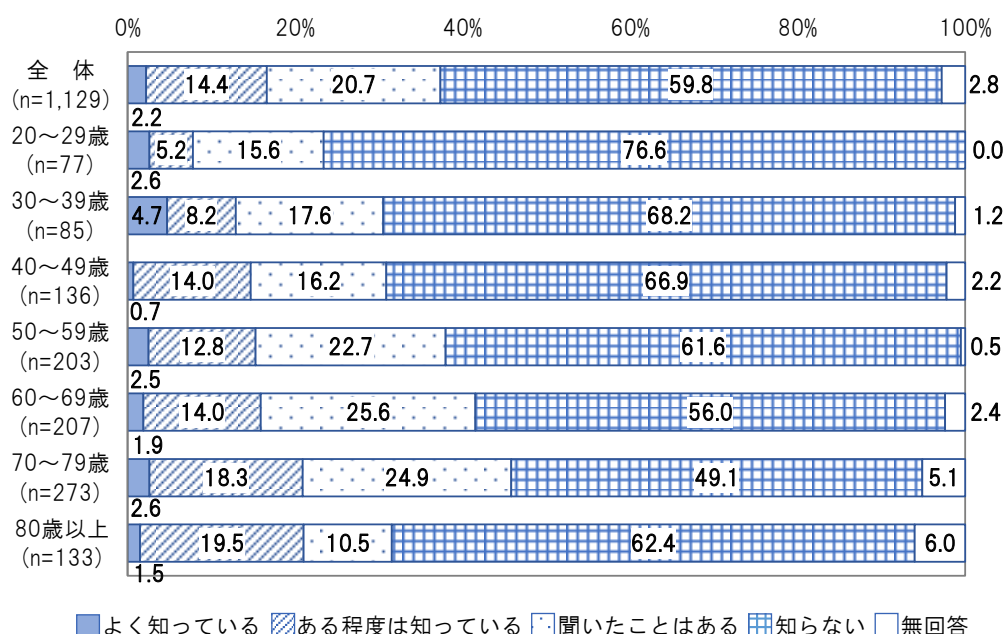


④ 災害時の支援について

(ア) 「避難行動要支援者登録制度」の認知度

- ・「避難行動要支援者登録制度¹⁸」の認知度は、「知らない」が59.8%と最も多くなっており、「よく知っている」(2.2%)と「ある程度は知っている」(14.4%)を合わせると、「避難行動要支援者登録制度」を『知っている』人は16.6%となっています。
- ・年代別にみると、『知っている』は、年代が上がるにつれて割合が増えており、70歳以上では2割以上を占めています。

【「避難行動要支援者登録制度」の認知度（年代別）】

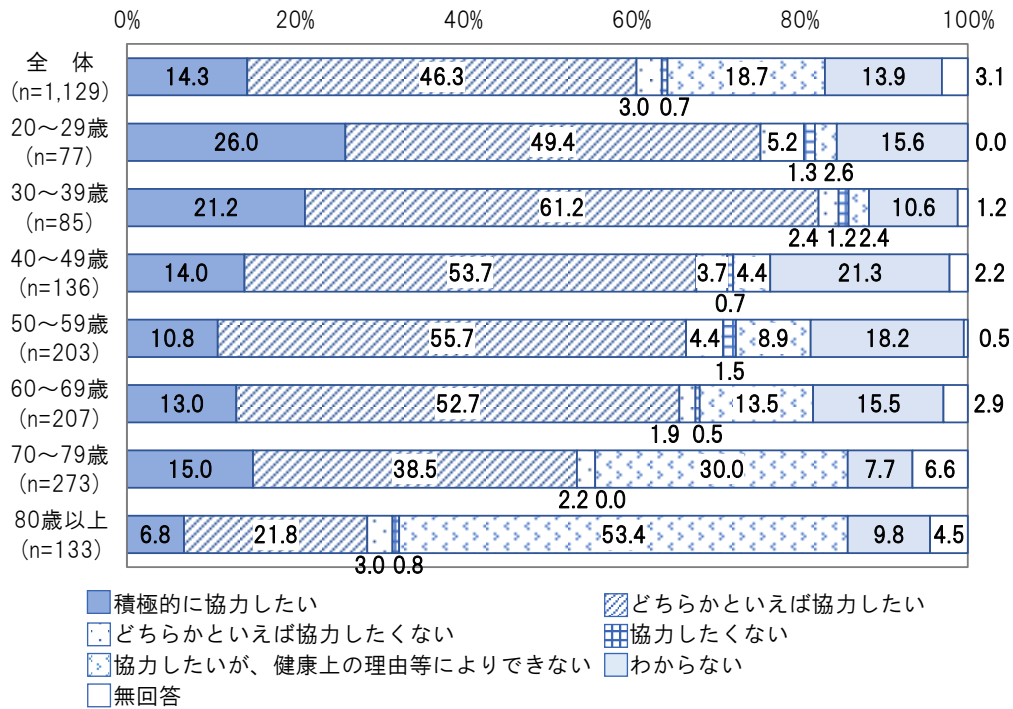


¹⁸ 避難行動要支援者登録制度：大規模な災害等が発生したときに備え、自力での避難が難しい障がいのある人や高齢者などについて、各市町村が本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を自治会や民生委員などに提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度。

(イ) 災害時に自力で避難することが難しい人への地域の支援者としての協力意向

- ・災害時に自力で避難することが難しい人への地域の支援者としての協力意向は、「どちらかといえば協力したい」が46.3%と最も多く、「積極的に協力したい」(14.3%)を合わせると、『協力したい』が約6割となっています。
- ・年代別にみると、概ね年代が下がるにつれて『協力したい』の割合が増えており、30～39歳では8割以上を占めています。

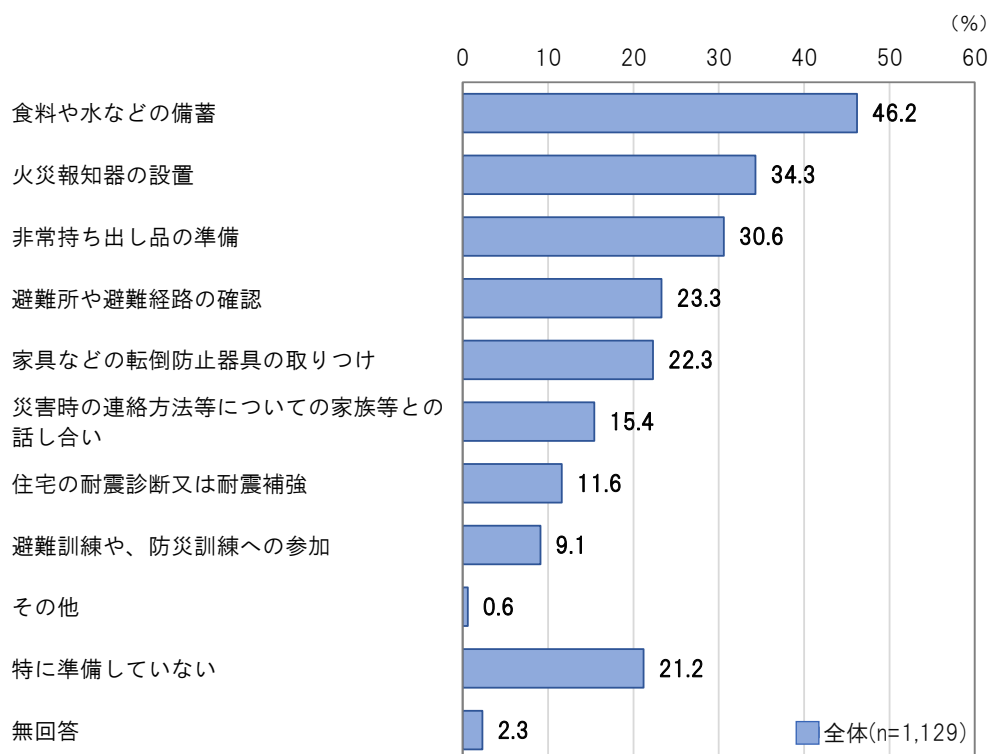
【災害時に自力で避難することが難しい人への地域の支援者としての協力意向（年代別）】



(ウ) 地震や災害などに対する備え

- ・地震や災害などに対する備えでは、「食料や水などの備蓄」が46.2%と最も多く、次いで「火災報知器の設置」(34.3%)、「非常持ち出し品の準備」(30.6%)の順となっています。
- ・一方、「特に準備していない」が21.2%となっています。

【地震や災害などに対する備え】

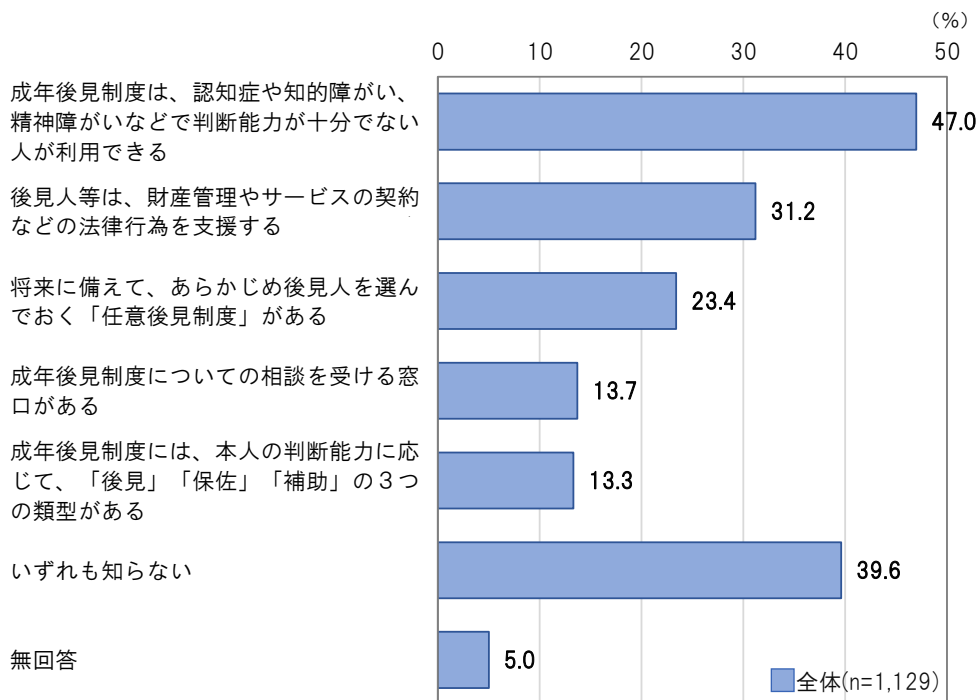


⑤ 成年後見制度について

(ア) 成年後見制度について知っていること

- ・成年後見制度について知っていることでは、「成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が利用できる」が47.0%と最も多く、次いで「いずれも知らない」(39.6%)が約4割を占めており、成年後見制度を知っている人は約6割となっています。

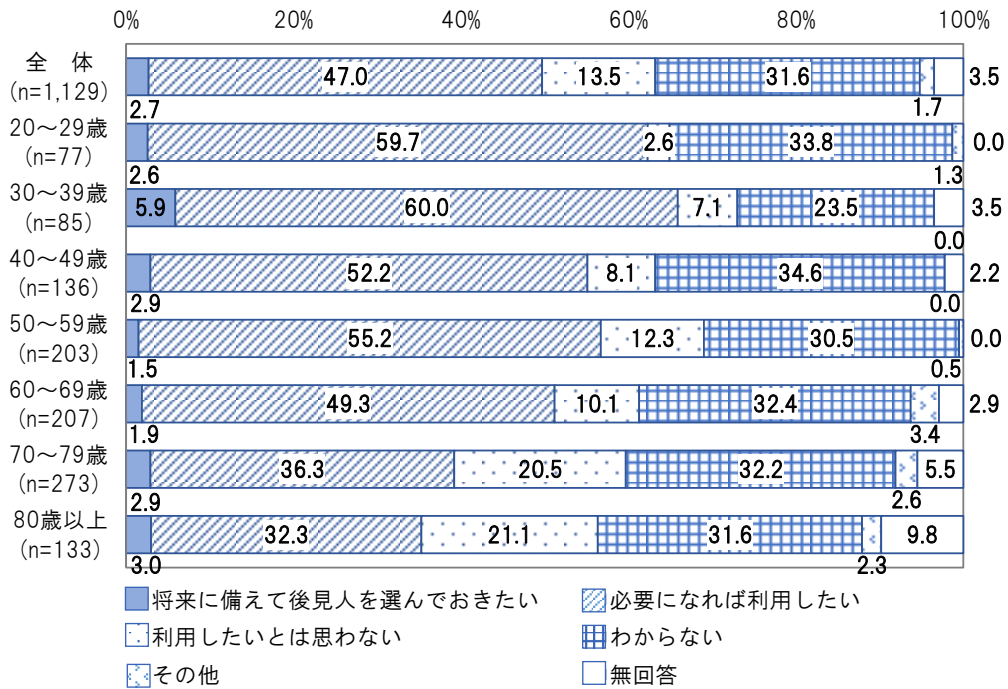
【成年後見制度について知っていること】



(イ) 支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向

- ・ 支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向は、「必要になれば利用したい」が47.0%と最も多く、「将来に備えて後見人を選んでおきたい」(2.7%)を合わせると、『利用したい』が約半数となっています。
- ・ 年代別にみると、年代が上がるにつれて「利用したいとは思わない」の割合が増えており、70歳以上では2割以上を占めています。

【支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向（年代別）】



(2) ヒアリング調査の結果

① 小地域ネットワーク

【活動するにあたって困っていること】

人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者が高齢化してきている。後継者がいない。 ・人数が少ない。新たな活動者がいない。 ・若い世代は仕事や子育てで忙しい人が多く、地域活動への関心が低い。 ・行事や催しの参加者が固定化している。
他団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体との連携が必要であるが、なかなかできていない。他団体の活動内容を知らない。 ・複数の団体で同じような行事や催しをしていることがある。
住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解が広まっていない。認知度が低い。 ・団体や催しなどについてのPRが足りない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報への壁があり、住民の状況が把握できない部分がある。

【地域で気になっていること】

少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者が増加している。 ・ひとり暮らしの高齢者が増加している。 ・高齢者の買い物や通院など、移動に対する課題がある。 ・少子化により、子ども会が衰退している。 ・登下校の見守り活動により、地域の小中学生は把握しているが、それより下の年代の子ども（乳幼児など）が把握できていない。 ・若い世代も無関心な人だけではない。地域参加に違和感をもたない若い世代を地域活動の起爆剤としていく必要がある。
つながりの希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりを持っていない人が多い。 ・住民の入れ替わりが多く、新しい住民とのかかわり方が難しい。近所にだれが住んでいるかわからない。 ・地域活動への住民の参加率の低さ。 ・助け合いの考え方について、子どものころから教えていくよう、学校教育で取り上げていくべきだと思う。
団体のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が紹介でき、活動を体験できるようなイベントのような取り組みを増やす。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増加している。

② ボランティア団体等

【活動するにあたって困っていること】

人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に載せても見ている人が少なく、反応が薄い。 ・ 活動者に高齢者が増えてきている。若い世代が少ない。 ・ 世話をする者が高齢になり、行事の開催がやりにくくなってきた。
団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体同士が協力し合うことが少ない。定例会に参加していない団体も多い。 ・ 他団体とのすみ分けが難しい。

【地域で気になっていること】

住民のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOSの声を日常的に聞き合うタイミングがない。 ・ 隣近所の助け合いが波及していない。 ・ 新しく転入してきた人との交流が少ない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援やサービスを受けていることを隠す人も多く、声がかげづらい。 ・ 行政へ相談や依頼をすることがあるが、その後のフィードバックがない。

【活動しやすくなるための取り組み】

広報・PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアへの入り口づくり、情報提供が大切だと思う。 ・ 入門講座の開催（人材の確保）。 ・ 実施スタッフへの支援（障がいのある人へのサポート）。 ・ ボランティア広報活動をして活動を知ってもらおう。広報の充実。 ・ 地域別に支部化することで、狭い範囲でPRを行う。
団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流会の開催。各団体が協力し合える関係づくり。

③ 上牧町民生児童委員協議会

【活動していて課題になっていること】

困難事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の見守り訪問を行っても「お前らの世話にはならん。帰れ。」と拒否されることがある。 ・ 課題が複合的であり、結論的に手出しができないことや解決できないことが多く、立場上辛いことが多い。
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題や問題を民生委員だけで解決するよう、依頼してくる。 ・ 民生委員としての義務や権限の範囲が分からない。
相談・情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で認知症の方が増えてきているが、どこに相談すればいいかわかりづらい。相談窓口の明確化が必要。 ・ 地域にいる地域活動者やボランティア活動者のことを知らず、地域のことを協力し合っていきたいと思っているができてない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある方の見守りをしようと考えているが、情報を得ることが難しい。

【活動を通して気になること】

相談	・課題解決のために行政へ相談や依頼をすることがあるが、その後の結果などの連絡がなく、残念に思うことがある。
----	---

【活動しやすくなるための取り組み】

情報提供	・広報など情報提供の充実は必要である。特に回覧板などより住民が目を通す工夫は必要であると思う。 ・情報を得るために、自治会やシルバークラブに入った。
その他	・行政やNPO ¹⁹ 、ボランティアが行う事業に参加できる工夫がほしい。

④ シルバークラブ友愛会

【活動をしていて課題となっていること】

人材の確保	・参加する会員の増加。PRや参加しやすい事業計画を進める。 ・加盟地区17地区の内、友愛活動地区は8地区で、新たな加盟が難しい。 ・参加者が固定化し、新たな参加者が増えない。 ・世話する者が高齢になり、行事の開催がやりにくくなってきた。 ・会場まで出席できる人が対象となっており、在宅者へは行き届かない。
その他	・ひとり暮らしの方の生活がわかりにくい。独居の家族への連絡が取りにくい。 ・コロナ禍で活動を中止しているため、健康状態が心配である。 ・参加費を徴収しない新しい事業を展開するには予算の裏付けが必要。

【活動を通して気になること】

コロナ禍の影響	・要訪問者の中に施設入所者がおり、コロナ禍で面会できなくなっている。 ・お茶飲み会をしているが、コロナが毎度気になる。
新規事業	・友愛活動は中途半端な活動しかできない。 ・参加しやすい新規事業。事業活動の定例化。新しい活動を生み出す熱意と工夫。 ・活動には必ず飲食が伴うため、飲食費に予算が活用できない。
高齢化・見守り	・高齢化により行事を決めることも苦勞する。食事付きであれば集まる。 ・80歳以上の日中独居の会員が多く、年齢を越えて地区ごとに皆で声かけをする。 ・会員の日常生活の把握。特に災害時の訪問面談。

¹⁹ NPO：「Non Profit Organization」の略。広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指します。

【活動しやすくなるための取り組み】

<p>予算の使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動には予算が必要。前年度比で減額にすることをやめてほしい。 ・活動には必ず飲食が必要。飲食費利用を禁止しないでほしい。
<p>連携・地域を越えた活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワークや自治会と別々にするのではなく、協力して友愛活動ができること。 ・同じようなことをしているのに縦割りでバラバラな感じが納得できない。 ・地域の枠のない活動ができるよう、助成金や活動指針の町からの発信。 ・地域にとらわれず、動ける人は動く。複数地区が合同で行う活動の推奨。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区の活動が知りたい。遊びや体操などの情報がほしい。 ・各団体の中に若年層の職員を入れてほしい。 ・健康講座やレクリエーション指導してもらえる講師の紹介や謝礼補助があればありがたい。



(3) 住民座談会の結果

地域福祉の推進は、多様な人・団体・組織が参画し、より身近な自治会区での活動を丁寧に行っていくことが大切であるため、自治会区で普段気になっていることや取り組んでいることを共有し、今後の5年間について考える住民座談会を実施しました。

地域類型の考え方

第1類型	昔ながらの佇まいのある地域（下牧、南上牧、北上牧、五軒屋、三軒屋、新町地区）
第2類型	初期ニュータウン（金富、梅ヶ丘、服部台、松里園、米山台、片岡台1～3、友が丘、桜ヶ丘1～3、滝川台地区）
第3類型	後期ニュータウン（緑が丘、葛城台、ゆりが丘、アーバン、ささゆり台）

今回は、上記の3類型のうち、第1類型・第2類型から南上牧、下牧、滝川台、友が丘、桜ヶ丘2丁目の5地区にご協力を頂き住民座談会を実施しました。

座談会の結果まとめ

第1類型 （南上牧・下牧）

① 地域で気になること、活動する上での課題

担い手の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を担うリーダーや、組織の役の担い手が不足している。 ・30、40代の担い手の減少（そもそもその年代が減少している上に担い手になってくれる人も減少しているという二重の減少）。 ・年齢層を関係なく活動したい。
つながりの希薄化	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン等参加者の固定化（男性の参加が少ない。若い人の参加が少ない）。 ・高齢な方ほど人と会話することが大切なのに男性はイベントに参加しにくい。 ・地域のつながりの希薄化（特に新旧の地域のつながりが希薄に感じる）。 ・小地域ネットワークが新旧住民のつなぎ役になれば。 <p>【組織・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の諸団体（シルバークラブ、自治会、婦人会、小地域ネットワーク等）で連携が取れていない場合がある。 ・情報の共有ができていない（独居高齢者の増加を知らなかった、等）。 ・「たすけ愛活動（ワンコインボランティア）」を周知してもなかなか広がらない。

ライフスタイルの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・旧村地区の伝統行事や活動の内容が現代の生活スタイル（共働き等）にマッチしなくなっている。 ・働きながらも少しの合間を見つけて活動に参加できるような緩やかな関係づくりが必要である。 ・時代の流れに合ったやり方で伝統行事を引き継ぎたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、生産年齢人口の減少、空き家の増加、等。

② 5年後の地域に向けて

担い手の減少



既存の企画の発展と役割分担の見直しで活性化

- ・地域にはいろいろな活動がある。まずは、協力しながら活動を発展させることが大切。
- ・仕事をしながら企画・立案できるよう、無理せず役割分担していくことが必要。

つながりの希薄化



顔の見える関係づくりと組織間の連携

- ・地域活動後のコミュニケーションの場を設けるなど、顔の見える関係づくり。
- ・自治会、シルバークラブ、子ども会、小地域ネットワーク、消防団などの組織間の情報共有、連携が必要。
- ・みんなで協力して一つのイベント実施することで関係づくりが円滑になる。
- ・地域活動後のコミュニケーションの場を設けるなど、顔の見える関係づくり。
- ・活動の周知（例：小地域ネットワークのホームページ作成など）。
- ・地域活動をした後のコミュニケーションの場があると、より親密になれる。

ライフスタイルの変化



リーダーの育成と共有の場づくり

- ・多世代交流の推進や既存イベントの発展に向けた、リーダーの育成が必要である。
- ・他地区の取り組みや活動内容を共有するような場。
- ・時代の流れや地域の実情にあった地域活動の実施が必要なため、地域住民の意見を聴取する「住民懇談会」のような場が必要。
- ・昔よりもボランティア活動（消防団など）についての会社の理解が得られやすい。

第2類型

(友が丘、桜ヶ丘2丁目、滝川台地区)

① 地域で気になること、活動する上での課題

担い手の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の役員が負担となって加入をやめる人が増えている(特に高齢者)。 ・活動者の高齢化。 ・新しい企画を考えることが負担になってきている。一方で、同じことを続けるマンネリ感もある。
つながりの希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の「地域」への関心が薄い。 ・近所付き合いの希薄化(近隣住民と付き合いきっかけがない、マンション居住者の場合に隣に住む人の顔を知らない、等)。 ・「お互いに見守りましょう」と言われても、普段からの付き合いがなければ難しい。 ・半年ぶりに会合があり、顔が見られてうれしかった。
情報共有と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の把握ができていない(近所の人情報が無い)。 ・地域活動に対して、住民の対応に温度差がある。 ・地域で独自の助け合いのシステムがある。 ・コロナ禍で活動・行事ができていないが、逆に見直すチャンスとなっている。
身近な相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・何かあった時に相談に行く場所がわからない(町か社会福祉協議会か)。 ・相談に行ってもサービスを受けられるまでに時間がかかる場合がある。 ・困っている方を見つけた場合の対応が難しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・買物難民、独居高齢者の増加、老々介護、認知症高齢者の増加、核家族化、等。 ・「たすけ愛活動(ワンコインボランティア)」はすごく感謝されている。

② 5年後の地域に向けて

担い手の減少



負担の減少で活動しやすい環境づくり

- ・若い人が役の担い手になるのは難しいので、簡素化・細分化して協力してもらえることを増やしていく。多世代が交流できる場をつくる。
 - ・掃除等の「みんな」でできる活動を増やすことで交流のきっかけをつくる。
- 【新しいことを取り入れる方法】
- ・年齢に応じたメニューなど、一律ではないきめ細かな対応。
 - ・情報収集の機会(研修など)、情報交換の場の提供。
 - ・できないことではなく、できることを考える(難しく考えず、井戸端会議的に話しながら活動のヒントが)。

つながりの希薄化

顔の見える関係づくりから緩やかな見守りへ

- ・動物がつなぐつながり（転居したての頃は知り合いが全くなかったが、犬の散歩で声をかけてもらい、知り合いができた）。
- ・地道な声かけ（ロコミによる情報伝達）と顔を出すことで親睦を図る（掃除等）。
- ・自治会・シルバークラブ・民生委員・児童委員等が連携した気になる方の把握・見守り。
- ・民生委員の協力（情報の共有）。
- ・多世代が交流できる場をつくるために小地域ネットワークが必要。

情報共有と連携

地域の活動者をつなぐ

- ・「防災」を切り口にした情報共有。
- ・接着剤になる組織が必要（それぞれ活動している人はいるが、活動者同士の連携ができていない）。
- ・組織の長が1年交替では関係も期待も薄くなってしまう。最低でも2、3年は同じ人ができれば連携がスムーズに。
- ・継続性が顔の見える関係に。
- ・いろいろな団体とつながるために他の団体の行っている活動に参加してみる。相手を知ることから始める、自分たちも発信していくことが大切。
- ・小地域ネットワークの周知。
- ・地域における「縦割り」から「横断的」な協力が必要。
- ・地域内の各組織が集まれる場づくり。
- ・若い世代の活動者も出て来ている。

身近な相談窓口

気になる人に地域でできること

- ・認知症への正しい理解の普及など、安心のために支え合う仕組みづくり。
- ・人材の育成（強いリーダーシップ）。
- ・他地域の活動内容の共有。
- ・困っている人に対して専門職への“つなぎ”役となることができれば。

(4) 上牧町地域福祉庁内連絡会議の結果

主な協議内容

各課や社会福祉協議会が抱える困難事例についての共有

① 高齢者の困難事例（生き生き対策課）

○複合的な課題を抱えている場合

⇒本人だけの場合もあれば、家族全員が課題を抱えている場合もある（認知症の親と障がいのある子どもがいる家庭や8050問題など）。そのような複合的な課題を抱えた方からの相談は地域で増えてきていると感じている。

○身寄りのない方の場合

⇒医療センターから救急搬送された方についての問い合わせの際、身分証で本人の住所と氏名はわかっても、家族の情報が何もわからない場合がある。入院や手術には家族の同意が必要となるが、天涯孤独の方もおり、対応に時間を要するケースもある。

○認知症関連

⇒認知症関連の相談も増えてきている。コロナの緊急事態宣言中は激減したが、今は激増して昨年と比べて2倍以上となっている。

○独居高齢者への訪問

⇒独居高齢者への訪問を行っているが、電話番号等の情報がないこともあり、直接訪問することになるが、不在の場合もあり、リスクが高い推察される地域を優先的に回っているが、件数も多くなってきている。

○介入を拒否する場合

⇒支援してほしいと言われず、介入を拒否される方への対応が難しい。大変な状況になるまで関われないこともあり、実際に1年以上かけてやっと支援に入ることができたケースもある。

○いわゆるゴミ屋敷の問題

⇒本人は困っていないが、他から見ると支援が必要だと思われるケースも増えてきている。本人が困っていると感じてなければ介入が難しい。

② 子どもの困難事例（こども支援課）

○虐待が疑われる場合

⇒通報があって訪問する場合、虐待者である疑いがある方（保護者）への説明について、その行為が虐待やネグレクト²⁰に該当する可能性があることを理解してもらえないケースがある。

⇒最近「ためらわずに通報しましょう」というPRの効果とコロナの影響もあり、虐待通報の件数が増えている。

²⁰ ネグレクト：幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

○複合的な問題の場合

⇒ひとり親家庭の場合、残された子どもへの不安から、保護者が入院治療を拒否するなど、支援方法を提案しても、頑なに拒まれるケースへの対応が難しい。

③ 障がいの困難事例（福祉課）

○家族が介入を拒否する場合

⇒周りの目を気にして家族内で抱え込んでしまった場合、重度化するまで支援につながらないケースもある。

○本人が介入を拒否する場合

⇒精神疾患が疑われ、家族は治療を望んでいるが、本人が介入を拒否する場合や、ひとり世帯で、通院を拒み、他のどんなサービス支援も頑なに受け入れない方へのアプローチが難しい。

○複合的な課題を抱える障がい者の場合

⇒障がいがあり、さらに医療的なケアが必要な方など、現行の制度では対応できるサービスがないような、いわゆる制度の狭間に直面するケースも増えてきている。

④ 生活困窮の困難事例（福祉課）

○生活保護受給に関する相談で、生活保護の受給要件に満たない方への支援

⇒生活保護の受給が必要であるが、対象者が受給要件を満たす方向へ動いてくれずに拒まれるケース。他課の制度へつなぐ等の対応を行うが、必ずしも十分とはいえない場合もある。

○就職や就労への支援

⇒県社会福祉協議会やサポートセンター等との連携を行っているが、就労とは別の問題を抱えている方も多く、途中で連絡が取れなくなるなど、支援に長期間を要することもある。

⑤ 社会福祉協議会で対応した困難事例

○相談に来る方の対象が、子どもから高齢者まで、すべてのライフステージ²¹を包括しているため、複合的な課題を抱える家庭も多い。

○ひきこもりの相談は、年齢層が高くなってきており、対応する際には、いろいろな制度の知識が必要となってくる。

²¹ ライフステージ：人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」「幼児期」「児童期」「思春期」「成人期」「壮年期」「老年期」などに分けたそれぞれの段階をいいます。

4 上牧町の地域福祉における課題

住民アンケート調査、ヒアリング調査、住民座談会、庁内連絡会議から得られた現状や課題から、上牧町の地域福祉を取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域のつながりの希薄化への対応

住民座談会より、近隣住民とのあいさつや声かけ、顔の見える関係が減ってきているといった意見もあり、核家族化や高齢化に伴い、住民のつながりが希薄化している現状がみられます。

住民アンケート調査では、地域とのつながりがあると思う人の割合が5年前に比べて増加しているものの、隣近所とのつきあいの程度は「あいさつをする程度」と回答した人が最も多く、また、年齢が下がるにつれて「ほとんど近所づきあいはない」と回答した人が増えています。

若年層の「地域」への関心の低さが課題となっており、子どもの頃からの地域との交流を促進するとともに、30～40歳代の働き盛り世代が地域と連携が図れるよう、多世代交流など、一人ひとりが「地域」に関心を持てるような働きかけが必要です。

(2) 多様な機関との連携強化

住民座談会では、今後の地域福祉のまちづくりに向けて、各種団体同士の連携を望む声が多くありました。自治会や民生委員・児童委員、小地域ネットワーク、シルバークラブ、子ども会など、地域には様々な活動組織があり、同じような活動をそれぞれの団体が行っているとの声もありました。団体によっては会員制であり、役も交代することから参加者の固定化が見られます。

また、「次代の担い手」不足が課題としてあげられています。新しいことを始めたくても企画が難しいという意見も多いことから、各地区での取り組みが町全体で共有できるような、団体や地区の枠を越えて集まり、情報交換ができるような場や機会を設け、現在の生活スタイルに合った活動と協力し合うことも必要です。

(3) 庁内連携の「見える化」

住民アンケート調査では、地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべきこととして、「福祉に関する情報の提供」や「身近な相談窓口」への要望が高くなっています。住民座談会においても、相談窓口がわからない、町と社会福祉協議会が連携していることを知らなかったという意見もありました。

近年では地域の課題も複合化・多様化しており、庁内連絡会議においても、そのような課題や事例が増えているという意見がありました。それぞれの困難事例に対して、社会福祉協議会を含めた庁内連携により支援にあたっているところです。

社会福祉法の改正の伴い、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設が示されています。

本町では、地域「丸ごと」の包括的な支援体制を進めていくとともに、住民への「見える化」を行っていく必要があります。

(4) 災害時等における福祉支援体制の整備

令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、外出の自粛をはじめ、多くの社会・経済活動が停止し、人と会う機会の減少や長引く休校などにより高齢者や子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの問題が発生しています。住民座談会では、コロナ禍で活動が何もできなかったという意見も多くみられる一方で、これを機に活動を見直すチャンスであるといった意見がありました。このような想定外の出来事を経験に、地域福祉活動でも新しい生活様式²²を取り入れ、感染防止に努めながら、地域のつながりを維持していくための取り組みが求められます。

また、近年の全国的な傾向として、風水害や地震といった自然災害の発生により多くの尊い命が失われています。大災害が発生した場合、公的支援には限界があり、まずは住民一人ひとりが自分や家族の身は自分で守る「自助」、その上で隣近所や自治会等の地縁的なつながりによる「互助」が機能する取り組みも重要になってきます。

住民アンケート調査では、地震等の災害への備えをしている人の割合が5年前に比べて増加しており、災害への関心が高まっています。災害時に自力で避難することが難しい人への地域の支援者としての協力意向も約6割と高いものの、「避難行動要支援者登録制度」の認知度は低くなっています。

住民が災害に関心を持っている状況から、地域とのつながりやネットワークの在り方等についても改めて振り返り、支援体制を強化していく必要があります。

(5) 成年後見制度の利用促進

住民アンケート調査では、成年後見制度について知っていることが「いずれも知らない」が約4割を占めて多くなっており、特に20～30歳代や80歳以上で高い割合となっています。

また、支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向では、「必要になれば利用したい」や「将来に備えて後見人を選んでおきたい」を合わせた『利用したい』が約半数となっているものの、年代が上がるにつれて「利用したいとは思わない」が増加し、また、すべての年代において「わからない」が3割程度を占めており、成年後見制度の周知を一層進めていくことが必要です。

平成28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村において、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められています。成年後見制度の利用促進に向けて、まずは住民に制度の周知を図っていく必要があります。

²² 新しい生活様式：長期間にわたって新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ持続させる生活スタイルのこと。

第3章 基本的な計画の考え方

1 基本理念

(1) 町の将来と課題

本町では、人口の将来人口の展望を示す「上牧町人口ビジョン」において、子育て支援の充実や若者世代の定住・移住促進などの様々な施策を展開することにより、令和22(2040)年の人口を20,000人以上維持し、令和42(2060)年では18,000人程度とする将来展望人口としています。

しかし、現役世代である生産年齢人口（15～64歳）は今後減少が予測され、さらに高齢化のさらなる進行に伴い、介護が必要な高齢者が増え、また認知症高齢者の増加も見込まれるとともに、担い手の減少に伴い、地域で福祉・介護を支える人材の不足が深刻化することが懸念されます。そのほか、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、ひきこもり、生活困窮者や、それらの問題を重複して抱える世帯など支援が必要な人々が、今後一層増加するものと見込まれます。

(2) 町の課題解決に向けた取り組みの視点

このような町の将来を見据えると、今後、地域が抱える生活課題や福祉課題は、ますます多様化・複雑化し、個人や家族だけで、あるいは、公的なサービスだけで対応することは困難になることが予想されます。

そのような課題の解決に向けて対応していくには、「お互いに支え合う」という意識を醸成させながら、自助・互助・共助・公助の概念のもと、それぞれが連携し、より重層的な仕組みを充実させることが必要です。地域住民と関係団体・機関、行政が協働して地域福祉を推進していくことが重要な視点となります。

(3) 基本理念

第1次計画と第2次活動計画では、「人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、人と人が手を取り合い、互いに支え合うことで、上牧町に住むすべての人が自立しつつ、互いにふれ合い、支え合い、安心して住み続けられるまちづくりを目指し取り組んできました。

本町の地域福祉に関する取り組みの継続性の観点から、本計画においても第1次計画と第2次活動計画の理念を継承し、この理念を基調に本計画に定める様々な取り組みを展開していきます。

【基本理念】

人と人が手を取り合い、支え合い
安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げます。

(1) 地域で顔の見える関係づくり

地域の福祉課題の発見をはじめ、ひとり暮らし高齢者や認知症のある人等への地域での見守り、災害時の避難支援など、様々な地域福祉を進めていくためには、その基礎として住民同士が日常的に交流し、つながっていることが重要です。

近年、災害が多発していることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、関係づくりが困難な状況になっているものの、変化を受け入れ、工夫した新たな方策を考えながら対応していくことが必要となっています。

生活に密着した福祉課題に対し、「自助」に加え、「互助」や「共助」による支え合い・助け合い活動が継続して行われるよう、住民の近隣や地域への関心を高め、積極的な参加を促進する取り組みを推進します。

(2) だれもが地域に参加（社会参加）できる仕組みづくり

活動者の固定化、担い手不足、若い世代の参加が困難な状況の中で、地域の特性や世代の違い、生活スタイルに合わせた取り組みを行い、地域に関心を向けられるように、だれもが社会参加しやすい仕組みづくりを推進します。

(3) 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

地域住民が互いにちょっとした変化や異変に気づき、予防的にかかわったり、相談できる関係づくりが重要です。そのため、地域で“困りごと”を持つ人を早期に発見・対応できる包括的かつ重層的な体制を充実させる仕組みづくりに取り組みます。

また、8050問題やダブルケア、虐待、生活困窮など複雑で多様化・深刻化する地域の課題に対し、困っている人が、地域住民や団体、行政や専門機関などにいつでも相談ができ、必要な支援を受けながら、安心して暮らせるまちづくりが重要です。そのため、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど地域福祉に関連する施策を充実させ、だれもが安全・安心で快適に生活できるように取り組んでいきます。

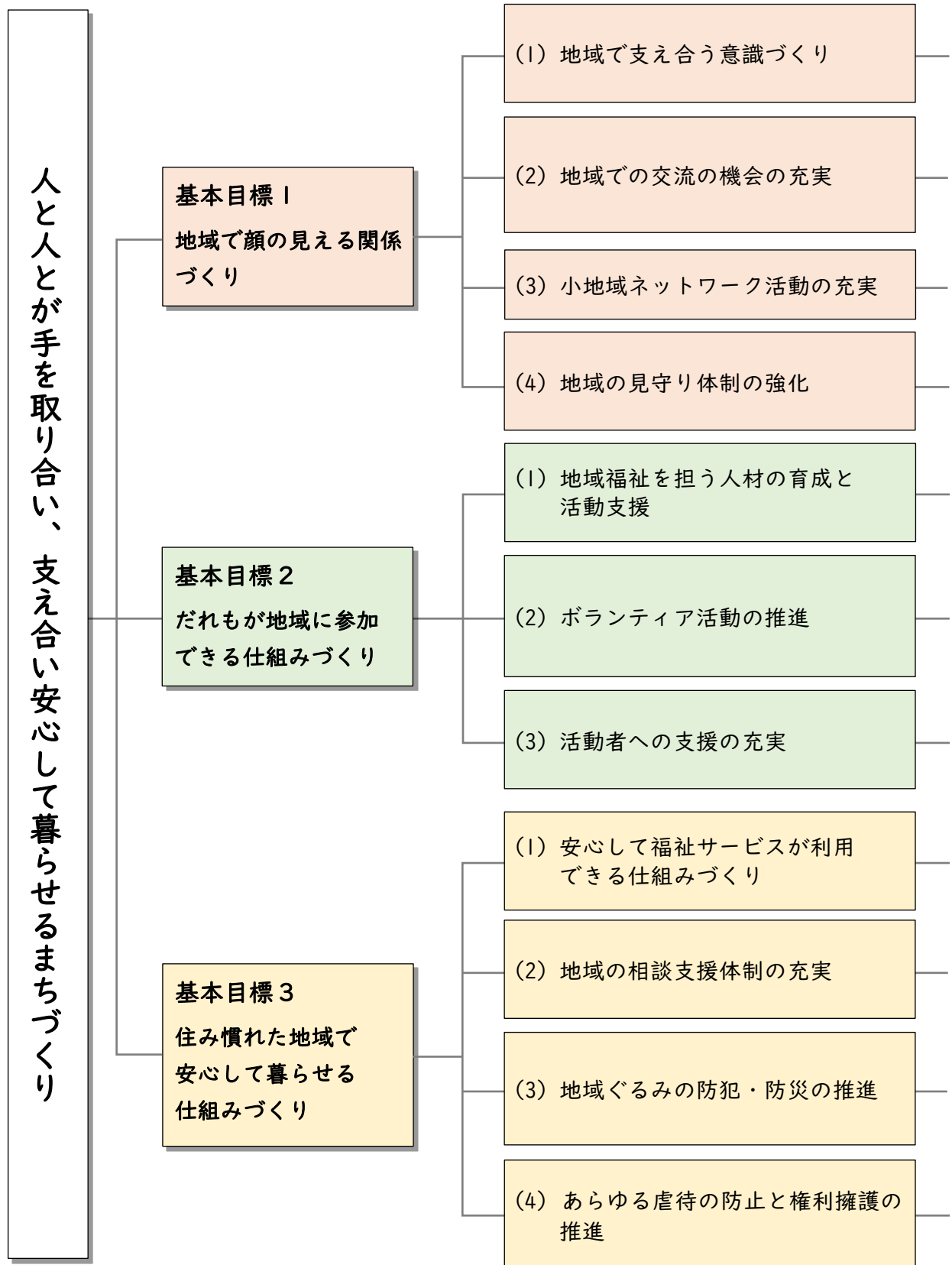
さらに、台風や大雨などの予測可能な災害には隣近所の声かけによる早めの避難、そして大地震などの突発的な災害には、地域での助け合いが人的被害を最小限に抑えるために重要です。そのため、高齢者や障がい者などで自力により避難することが困難な災害時要援護者の安全を確保するため、町と地域が一体となり、これらの人々を支援する取り組みを推進します。

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の柱】



【主な取り組み】

《町》

《社会福祉協議会》

①学校における福祉教育の充実 ②人権教育の推進 ③認知症への理解促進	①住民座談会の開催 ②「社協だより」やホームページでの情報発信
①多世代交流機会の創出 ②住民同士の多様な交流の促進 ③社会参加と生きがいがづくりの推進 ④スポーツ・レクリエーション活動の推進	①同じ仲間が集える場づくり ②サロン等の居場所づくり
①地域団体間の交流・連携の促進 ②地域の人が集える拠点（場）づくり	①小地域ネットワークの組織化支援 ②小地域ネットワーク活動内容の充実化
①民生委員・児童委員の活動支援 ②地域の見守りに関連する事業の推進 ③子どもをまもるまちづくりの推進	①小地域ネットワーク活動による見守り 助け合い活動づくり ②気になる会議の開催
①青年層への生涯学習機会の創出 ②福祉活動団体に対する活動支援 ③生活支援サポーター・傾聴ボランティアの養成	①ボランティア活動の広報支援 ②若い世代の活動支援 ③かんまきタウンカレッジの開催
①ボランティア活動参画への支援 ②手話養成講座の実施 ③すこやかサポーター活動支援	①ボランティアコーディネート機能の 強化 ②上牧町ボランティア連絡協議会の活動 支援
①シルバークラブに対する活動支援 ②地域主体の協働のまちづくりの推進 ③公募型補助金の利用促進	①活動者のスキルアップ講座の開催 ②町内ボランティア同士の交流と連携
①地域福祉に関する情報発信の充実 ②地域の福祉関係者の人材育成 ③広域的な連携体制の強化	①「社協だより」やホームページでの情報発信 （再掲）
①包括的な相談支援体制の充実 ②地域の福祉関係者の人材育成（再掲） ③広域的な連携体制の強化（再掲）	①CSWの設置 ②気になる会議の開催（再掲） ③小地域ネットワーク活動内容の充実化（再掲）
①地域の防災力の向上 ②避難行動要支援者制度の推進 ③防災・防犯情報の発信 ④防犯対策の推進	①災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ②災害ボランティアセンター設置・運営 ③災害ボランティアセンター運営スタッフ 養成研修の開催
①成年後見制度の利用促進 ②高齢者・障がい者・児童虐待及びDV （家庭内暴力）防止対策の推進	①日常生活自立支援事業の充実 ②成年後見制度への移行支援 ③同じ仲間が集える場づくり（再掲）

第4章 施策の展開

1 地域で顔の見える関係づくり

(1) 地域で支え合う意識づくり

「向こう三軒両隣」といわれるように、ご近所づきあい、交流から始まる人間関係や人づきあいは、地域福祉の推進にとって基本になるものです。しかしながら、高齢化や核家族化によるひとり暮らし世帯の増加、町外への住民の流出等により、地域コミュニティの希薄化が進んでいるのが現状です。

たとえば、地域には、多様な人たちが住んでいます。高齢者、障がい者等との交流は各地域で様々に行われていますが、それに関わる人たちは一部に限られています。

今後、地域の様々な課題を共通認識し、互助により解決していく地域福祉を推進するためには、各地区でそれぞれ独自に育まれてきた文化や伝統を大切にしながら、同じ関心ごとや目的意識をもって支え合い・助け合い活動に関わっていくための意識づくりが必要です。

目指す姿

気軽に隣近所の人とあいさつを交わし、地域の身近な支え合い・助け合いができるまちを目指します。また、福祉教育を充実させ、思いやりの心を育てていくことを目指します。

▼町の役割

- ◆ 地域福祉の意義や必要性について、様々な機会をとらえて周知を推進し、地域全体で地域福祉を推進するための気運を醸成します。
- ◆ 新たに住宅が増えた地域におけるコミュニティづくりや住民参加の機会づくりを支援します。
- ◆ 人口減少で担い手が不足する地域では、周辺地域と連携したコミュニティづくりの取り組みを支援します。
- ◆ 一人ひとりの個性や人権を尊重し、地域住民すべてが多様性を理解し支え合う意識を育む人権教育・福祉教育を推進します。

町の主な取り組み

①学校における福祉教育の充実

小・中学校の総合的な時間において行う福祉教育を通じて、地域共生社会の実現に向けた教育を推進します。

②人権教育の推進

人権意識の醸成を目指し、地域が一体となった道徳教育や福祉教育、人権教育を推進します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
ヒューマンライツセミナー参加人数(人)	92	100

③認知症への理解促進

認知症サポーター養成講座の開催や、認知症ケアパス²³の配布などを通じて、認知症の方とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に関する正しい知識を周知します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
認知症サポーター養成講座の開催(回)	8	10

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 各自治会単位での住民座談会を行います。
- ◆ 身近な地域での困りごとについて地域住民と共にニーズ把握に努め、情報共有を行います。
- ◆ 小地域ネットワーク活動等地域活動の情報発信し、啓発を行います。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①住民座談会の開催

身近な地域での暮らしの困りごとを把握することや地域課題に対して共通理解を図るため自治会単位等で話し合いの場を開催します。

②「社協だより」やホームページでの情報発信

身近な地域で行われている地域活動や集いの場を随時発信します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 自分の地区について知るようにしましょう。
- ◆ 地区の防災や防犯の活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 自分の地域の文化や慣習などにふれ、地域の良さや強みに関心を持ちましょう。
- ◆ 地域に関心を持ち、地域の行事やイベントに参加しましょう。

²³ 認知症ケアパス：認知症の人とその家族の不安を少しでも軽くできるように、認知症の進行状況に応じてどのようなサービスや支援を利用できるのかをまとめた「認知症ガイドブック」のこと。

(2) 地域での交流の機会の充実

かつては、地域ごとに集まれる場所が多様にあたり、近所の人が集まって井戸端会議を行ったりしていましたが、近年は、職場や子どもを通したつながりに重きがおかれ、活動の軸は地縁的なものから、より社会的な関係へと多様化し、そのことにより地域に対する帰属意識が薄らいでいます。

それぞれの生活スタイルが変化する中で、同じ仲間同士が地域に出向くことができるように取り組む必要があります。

目指す姿

子どもから高齢者まで、住民の方々が交流しながら助け合えるまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 地域主催の行事やサロンの開催などを、自治会やボランティアなど様々な地域福祉活動団体、社会福祉協議会などが連携して実施できるよう支援します。
- ◆ 子どもから大人まで、だれもが気軽に参加できるイベントを開催し、交流や生きがいづくりを促進する機会を充実します。
- ◆ 住民による子育て支援活動や世代間交流の充実を図り、新旧や世代を超えた住民の出会いと交流を促進します。
- ◆ 地域福祉活動団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの団体間の交流を促進し、地域の福祉課題の解決に連携し取り組めるよう支援します。

町の主な取り組み

①多世代交流機会の創出

子どもや高齢者、若者が交流する機会を創出し、高齢者が技能を発揮する場を提供するとともに、子どもや若者の学びに対する関心や興味の喚起を図ります。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
「まきっ子塾 ²⁴ 」学習アドバイザー登録人数(人)	63	増加*

*計画値欄の「増加」との表記は、総合計画において令和8(2026)年度に達成することを目標に定めたKPI²⁵が令和元(2019)年度時点ですでに達成し、地域福祉推進の観点から、将来に向け一層増加させていくことが必要であるとの視点で計画値としているものです。

²⁴ まきっ子塾：町内小学校1～3年生を対象に規範意識の向上や家庭学習の習慣を身に付けることを目指した放課後学習塾。

²⁵ KPI：Key Performance Indicatorの略で、「重要業績評価指標」を意味します。目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと。

②住民同士の多様な交流の促進

障がいの有無等を問わず、子どもから高齢者まで、世代を超えて、だれもが集える、住民同士のふれ合い交流を促進します。

③社会参加と生きがいつくりの推進

だれもが地域における役割を持ち、いきいきと輝き活躍できるよう生きがいつくりを推進します。

④スポーツ・レクリエーション活動の推進

だれもが、安心・安全に楽しめるイベントを実施し、住民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
ニュースポーツ ²⁶ 人口(人)	725	増加

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 住民主体の気軽に参加できるサロン活動への支援を行います。
- ◆ 同じ悩みを持つ仲間同士が集い、お互いを支え合うことのできる場の支援を行います。
- ◆ サロンなど身近な地域で地域住民同士の関係を深めていく場を支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①同じ仲間が集える場づくり

カフェぷらっとを通じた障がい者同士の交流の機会づくりを支援し、親子で子育てサロンに参加することで母親同士のつながりづくりを支援します。

また、同じような気持ちを共有し合う、ひきこもり家族のつどいや、社会参加が難しい当事者のつどいを通して安心して集える居場所づくりやつながりづくりを行います。

学習支援事業きらっとでは、小中学生・高校生が安心して集える場を提供することで、子どもたちの学びと育ち、仲間づくりを支援します。

■学習支援事業きらっとの様子



²⁶ ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツ。

②サロン等の居場所づくり

小地域ネットワーク活動等の身近な地域で気軽に参加できる居場所(日常的に開催されているお茶飲みサロンなど) づくりを支援します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 関心ある各種活動へ参加しましょう。
- ◆ 地域の多様な人との交流の機会を持ちましょう。
- ◆ 新たな住民も地域の行事やイベントに参加しましょう。

コラム② 同じ仲間が集まる場

就労継続支援事業所「ぷらっと」は障がい者が働く場ですが、仕事を通じて人間関係を育ぶことや助け合いを学ぶことなど当事者同士の交流の場であるとともに、カフェぷらっとに集うお客様や移動販売で関わりの持つお客様、さくら弁当配食の利用者に障がい理解を進める場でもあります。お客様として通う障がい者とながりをもち、アフターファイブを楽しんだり休日にはスポーツチームで練習をしたりと、だれもが営む余暇を障がいを持つ仲間や地域住民と楽しんでいます。

■ 「ぷらっと」で働く人同士の交流の様子



コラム③ 地域のサロンでつながりづくり

片岡台3丁目の小地域ネットワークいざなぎの里では、毎月1回お茶飲みサロンを開催されています。長年継続されているサロンですが、「今日が初めての参加です」と紹介して下さる方が多いです。そんな中、他町の事業所を利用されている方が越して来られ、11月に初めてサロンに参加されました。グループホームに入所することを予定されていましたが、片岡台3丁目の地域のつながりを知り、ここなら安心して自立した生活ができると思い、入居されたそうです。サロンの参加だけでなく、地域の催し物にも参加され、お手伝いもしながら生活されています。

■ 小地域ネットワークいざなぎの里、お茶飲みサロンの様子



(3) 小地域ネットワーク活動の充実

家族の小規模化やひとり暮らし世帯の増加、地域の人口減少により、近隣関係が希薄化しています。

地域の力を強めるためには、住民や地域の活動団体の連携を一層強化するとともに、近隣同士の声かけや見守りなど支え合い・助け合いが機能する地域づくりに努めることが大切です。このような取り組みの基本には、ふだんから住民同士が交流を図ることが重要です。

地域住民をはじめ、自治会や地域の福祉団体、事業者、行政、社会福祉協議会のそれぞれが連携・協働し、「小地域ネットワーク活動」を推進し、本町のすべての住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現が必要です。

目指す姿

小地域ネットワーク活動を充実させ、ひとり暮らしの高齢者・障がい者や子育て世帯が地域で孤立することなく、安心して生活できるまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 小地域ネットワーク活動の内容を住民へ周知し、活動の活性化につなげます。
- ◆ 社会福祉協議会と連携、協働し、小地域ネットワーク活動を推進します。
- ◆ 公共施設等を活用し、小地域ネットワーク活動などの拠点づくりに取り組みます。

町の主な取り組み

①地域団体間の交流・連携の促進

地域住民、自治会、ボランティア団体、NPO法人など、様々な主体が連携できる環境づくりを推進するため、団体間の交流促進に向けた支援や団体を支援する庁内窓口の連携を強化します。

②地域の人が集える拠点（場）づくり

住民主体の地域活動を活性化させるため、既存の公共施設等の活用や地域資源の発掘、また参加者や活動者の状況にも配慮した「通いの場」や「集いの場」づくりの支援を行いながら、地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 小地域ネットワークの活動の紹介や情報発信、啓発を行います。
- ◆ 身近な地域での困りごとを発見し活動に結びつけられる小地域ネットワーク活動を全自治会に設置できるよう取り組みます。
- ◆ 小地域ネットワーク連絡会定例会や世話人会への支援を行います。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①小地域ネットワークの組織化支援

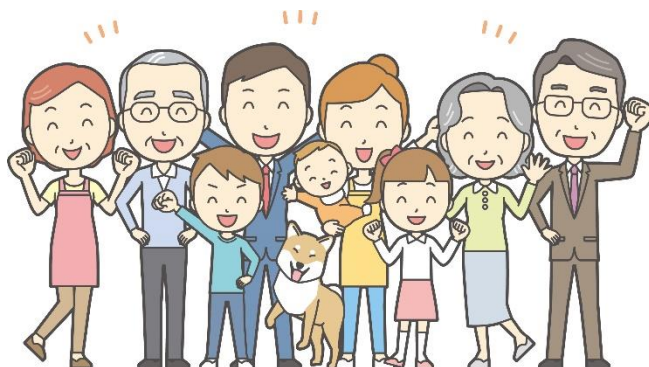
町内すべての自治会に小地域ネットワークを設立できるよう取り組みます。(令和元(2019)年度14自治区→令和7(2025)年度24自治区)

②小地域ネットワーク活動内容の充実化

各地区で開催される小地域ネットワークの世話人会に参加し、活動支援を行います。
各地域で地域住民と共に発見した福祉課題に取り組むために研修会を開催します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 小地域ネットワーク活動に気軽に参加しましょう。



(4) 地域の見守り体制の強化

人口減少や少子高齢化、昔ながらの佇まいのある地域とニュータウン地域の偏在化が進む中で、住民と地域社会のつながりが希薄化することにより地域で生活する上での様々な不安などが増大してきています。

このような不安などを取り除き、だれもが地域で安全・安心に暮らしていけるまちづくりを目指していくためには、行政をはじめ、地域福祉に関わる様々な主体が互いに見守り、支え合う体制づくりが重要です。

目指す姿

だれもが住み慣れた地域で安心して生活するために、日頃から顔の見える関係を築きながら、みんなで見守り、助け合えるまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ ひとり暮らし高齢者や孤立するおそれのある人など支援が必要な人を早期に把握し適切なサービスにつなげることができるよう、民生委員・児童委員、地域の関係団体・ライフライン事業者等との連携と活動への支援を充実します。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や障がい者のいる世帯のほか、子育て世帯や生活困窮者などの要援護者について地域からの情報提供や庁内の情報共有と連携のほか、個別訪問や聞き取りなどのアウトリーチ（訪問型の相談支援）機能の強化を図ります。
- ◆ 地域課題の早期発見のため、民生委員・児童委員の見守り活動を強化します。

町の主な取り組み

①民生委員・児童委員の活動支援

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を推進し、欠員地区の委員補充や、現任委員のスキルアップの後方支援を行います。

②地域の見守りに関連する事業の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への配食見守り支援事業や、緊急通報装置の設置支援、行方不明の恐れのある方の情報を事前に町に登録する高齢者等見守りネットワーク事業等の施策を推進します。また、ライフライン事業者等との見守り連携協定により官民協働の見守り体制の強化を図ります。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和5(2023)年度
配食見守り支援事業総配食数(食)	3,400	3,900
緊急通報見守り支援事業利用者数(人)	137	190
高齢者見守りネットワーク事業登録者数(人)	13	23

※計画値は第8期介護保険事業計画の目標値を引用

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
上牧町地域見守りネットワーク事業登録事業所数(か所)	—	23

③子どもをまもるまちづくりの推進

「子ども110番の家²⁷」の設置や、見守りボランティア活動の充実、町内防犯カメラの設置を推進し、地域における子どもの見守り体制の確保に取り組みます。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
子ども110番の家の設置箇所数(か所)	325	330

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
防犯カメラの設置台数(台)	24	36

※計画値は総合計画のKPIを引用

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 身近な地域で気に掛け合う関係づくりが進むよう、地域活動を支援します。
- ◆ 地域で気になる人や見守りが必要な方のために、地域関係者や地域活動者、関係機関などが話し合う場づくりを行います。
- ◆ 地域活動者と共に地域課題について考え、見守り活動や助け合い活動につながるよう支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①小地域ネットワーク活動による見守り助け合い活動づくり

小地域ネットワーク活動から見えてきた課題を地域で考える場を提供し、解決に向けての活動づくりを行います。

²⁷ 子ども110番の家：子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点。

②気になる会議の開催 新しい取り組み

各自治会単位で暮らしの困りごとや地域課題について、住民や地域の福祉関係者、専門職などと一緒に考える場（気になる会議）の開催を支援します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ ふだんから隣近所で見守りが必要な人を気にかけるようにしましょう。
- ◆ 隣近所で、いざという時に「ちょっと助けて」「困ったときはお互い様」と言える関係をふだんから築きましょう。
- ◆ 隣近所で異変や問題に気づいたときは、迅速に民生委員・児童委員や役場、保健福祉センター、地域包括支援センターなどに連絡、相談しましょう。
- ◆ 介護や認知症、障がい、ひとり親家庭、生活困窮家庭に関する正しい知識と理解を持ち、見守りや声かけを心がけましょう。
- ◆ 認知症による徘徊等が発生した場合、捜索に協力しましょう。

コラム④ 子どもの見守り

滝川台地区は子どもに対する取り組みを積極的にしています。シルバークラブ(和会)では小学生対象の登下校見守り活動をしていますし、滝川台NET(小地域ネットワーク)では、日頃から七夕祭りや夏休みお楽しみ会、クリスマス会など子どもやその保護者との交流をしています。

令和2(2020)年は、コロナ禍でみんなが集まるイベントはできなかったのですが、登校自粛の春は子どものいるお宅に折り紙とアンケートを配布、七夕祭りは衛生管理を徹底し人数制限をしておの笹飾りを飾り付けをしました。12月にはクリスマスカードとプレゼントを携え、1軒1軒足を運び子どもやお母さんの様子を伺いに行き、世話人と子ども、お母さんとの顔の見える関係づくりを行っていました。継続した関係づくりから若い世代と挨拶する関係へとつながりを見せています。

■小地域ネットワーク滝川台NET七夕の様子



2 だれもが地域に参加できる仕組みづくり

(1) 地域福祉を担う人材の育成と活動支援

町と社会福祉協議会は連携し、地域福祉を担う団体やボランティアのネットワーク形成に努めてきました。地域において活発にボランティア活動が展開されていますが、一部の地域のリーダーやボランティアへの負担が重くなったり、活動の担い手が高齢化したりするなどの問題が発生している現状があります。

地域におけるボランティア活動を担う人材の発掘・育成を進めるためには、社会福祉協議会をはじめ地域の福祉関係団体や組織が連携し、身近な地域でどのような活動が展開されているのか情報共有することが重要です。

また、ボランティア活動に気軽に参加できる機会の提供や活発な趣味グループの活動を地域福祉活動に結びつけていくなど、幅広い住民のボランティア活動への参加・参画を推進していく必要があります。

目指す姿

だれもが身近な地域でボランティア活動等に参加し、地域福祉が充実するまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 家事援助や外出支援など軽度の介護を担う人材の確保・育成を図ります。
- ◆ 地域住民自らが地域のために行う生活支援サービスの仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ ボランティア活動について、町広報紙やホームページを通じ広報・啓発を行います。
- ◆ 地域社会に関心を持ち自分でできることを考え実践できる次世代の育成に取り組みます。
- ◆ ボランティア・NPOと定期的に情報交換を行うなど、団体のニーズや課題の把握に努め、協働して活動しやすい環境づくりに努めます。

町の主な取り組み

①青年層への生涯学習機会の創出

地域で子どもを育てる活動を推進するとともに、青少年に様々な活動や学習の機会を提供し、併せて指導者の養成に努めます。

●関連指標

	現状値	計画値
	令和元(2019)年度	令和7(2025)年度
ジュニアリーダー研修の参加人数(人)	21	30

②福祉活動団体に対する活動支援

身近な地域での見守り、支え合い活動の基盤となる自治会や福祉活動団体等に対して継続的な活動ができるよう助成等の支援を行います。また、団体等と連携・情報を共有し、町広報紙やホームページを通じた啓発を図りながら、地域福祉に参画する住民の増加や地域の活性化に取り組みます。

③生活支援サポーター・傾聴ボランティアの養成

定期的な養成講座等の実施を通じて、ボランティアグループの活動支援を継続し、高齢者等が安心して地域で暮らすことができるよう生活支援サービスが包括的に提供できる仕組みづくりを推進します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和5(2023)年度
生活支援サポーターの人数(人)	30	52
傾聴ボランティアの人数(人)	37	42

※計画値は第8期介護保険事業計画の目標値を引用

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 地域活動・ボランティア活動に関心を持ち、活動のきっかけとなるよう情報発信や機会づくりを行います。
- ◆ 若い世代が福祉ボランティアに限らず、様々なボランティア活動に参加できるきっかけづくりを行います。
- ◆ 身近な地域で多様な人々が役割を持って参画できるよう、気軽に参加できる場づくりや機会づくり、仲間づくりを支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み

(アンダーラインは関連指標)

①ボランティア活動の広報支援

地域活動やボランティア活動へ参加するきっかけとなるように情報発信・提供を随時行います。また、上牧町ボランティア連絡協議会発行のボランティア広報誌「ちょボラ」発行を支援します。

②若い世代の活動支援 新しい取り組み

町内には、母親世代が主となりフリーマーケットを開催したり、多世代のメンバーが集まり、里山を使った交流の場をつくる活動者がいます。

若い世代に向けて、福祉ボランティアに限らず、活動に参加できるよう新たな活動づくりや、活動者同士のつながりづくりを支援していきます。

また、上牧町ボランティア連絡協議会などの既存の活動者との連携を図ります。

■KANMAKI GARDEN フリーマーケットの様子



③かんまきタウンカレッジの開催

住民が福祉にかかわらず学び合い、集える場として開催しているかんまきタウンカレッジを継続して開催します。

■かんまきタウンカレッジ フラワーアレンジメント講座の様子



▼地域住民の取り組み

- ◆ 地域福祉活動に関心を持ちましょう。
- ◆ 自分の持っている能力や技術を福祉活動に生かしてみましょう。
- ◆ ボランティア活動に関する研修や会議に積極的に参加し、ボランティア活動についての学びを深めましょう。
- ◆ 経験や知識を生かしてボランティア活動に参加し、自分の地域について関心を高めましょう。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティアに一層関心を持ってもらえるよう普及・啓発を充実することが重要です。

ボランティアによる自主的な活動の裾野を広げるためには、社会福祉協議会などが、住民とボランティア活動・社会貢献活動をつなぐコーディネーター役や活動のプラットフォームとしての機能を果たすとともに、町内で活動するボランティア組織を育成するための支援の充実のほか、地域住民がボランティアに参加しやすい環境整備や情報提供の充実が必要です。

目指す姿

近隣での支え合いや、よりよい地域づくりのための社会活動に、だれもが参画しやすいまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 社会福祉協議会が実施しているボランティア育成講座、学習会、体験会などの福祉関係の人材養成に関する事業を支援します。
- ◆ 地域福祉活動の取り組みを学んだ住民に対して、その次のステージとして学習成果を活かせる機会や場の創出に努めます。

町の主な取り組み

①ボランティア活動参画への支援

活動を始めたい方へのきっかけづくりのため、関係課との情報共有を図りつつ、社会福祉協議会との連携のもとボランティア活動の希望者をつなぐ地域でのボランティア窓口の整備や、町広報紙やホームページ等による情報発信を充実します。

②手話養成講座の実施

意思疎通支援が必要な方への理解を深め、地域のボランティアとして将来活躍していくために必要知識を得ることを目的とした手話養成講座を実施します。

●関連指標

	現状値	計画値
	令和元(2019)年度	令和7(2025)年度
手話養成講座の受講者数(人)	7	15

③すこやかサポーター活動支援

小物づくりの講習会等を通じて社会参加を促すことを目的する「すこやかサポーター」の活動を支援します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
すこやかサポーターの人数(人)	26	30

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ ボランティア活動が気軽に行えるよう、ボランティアコーディネート機能を強化します。
- ◆ 上牧町ボランティア連絡協議会への活動支援を行います。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①ボランティアコーディネート機能の強化

地域住民がボランティアに関心を持ち、活動へと気軽に結びつけることのできるよう、コーディネートを随時行います。

②上牧町ボランティア連絡協議会の活動支援

上牧町ボランティア連絡協議会の活動者同士が互いの活動を深め協力し合えるよう、学びの機会や交流の機会づくりを行います。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 町や社会福祉協議会が提供するボランティア活動や地域福祉活動の情報を積極的に入手し、講座などに参加しましょう。
- ◆ 広報等地域の情報誌に関心を持ちましょう。



(3) 活動者への支援の充実

地域では、ボランティアグループや老人クラブ、女性団体、子ども会、民生児童委員協議会など様々な団体が活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題に悩む団体は少なくありません。

このような団体が抱える問題の解決に向けた取り組みを支援する一方で、福祉活動の担い手が活動しやすい環境整備が重要です。

活動者同士が連携し、スキルアップを図る取り組みができるように支援していきます。

目指す姿

だれもが安心して充実した地域活動を行うことができるまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 活動団体が活動しやすい環境づくり、住民が様々なボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◆ 地域福祉活動を行う主体との定期的な意見交換等により、地域福祉の担い手の住民がその活動推進のために必要としている情報の把握、共有に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員をはじめとした福祉活動に携わる人を支援します。
- ◆ シルバークラブ活動を支援し、高齢者の健康づくりや社会参加をバックアップするとともに、高齢者の豊富な経験や知識を活かし地域の活性化に寄与する活動を支援します。
- ◆ 地域福祉に取り組むボランティア・NPOに対して、情報提供、活動資金の助成等の支援を通じて育成に取り組みます。
- ◆ 社会福祉協議会との連携・協働体制を強化します。

町の主な取り組み

①シルバークラブに対する活動支援

高齢者が地域で楽しく豊かに充実した生活を送るための地域コミュニティであるシルバークラブについて、住民の認知度を上げるとともに、長年の知恵と経験のある会員の技能を活用した支え合い活動がより効果的に展開されるよう支援します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
シルバークラブ会員数(人)	1,565	1,900

※計画値は総合計画のKPIを引用

②地域主体の協働のまちづくりの推進

住民の自主的な文化・コミュニティ活動を支援し、人材や情報の提供に努めます。

また、自治会組織を始め、ボランティア団体等の自主的運営体制の確立とコミュニティリーダーの育成を支援します。

③公募型補助金の利用促進

補助金を活用し、町の活性化に資する公益的活動を行う団体の育成を図り、住民と行政との協働のまちづくりを推進します。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
上牧町協働のまちづくり公募型補助金 申請数(件)	3	7

※計画値は総合計画のKPIを引用

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 活動者が継続して取り組めるよう気づきに寄り添い、より活動が深めることができるような支援します。
- ◆ 活動者同士が情報交換や学び合い、協力し合える関係づくりを支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①活動者のスキルアップ講座の開催

活動者がより活動を深めることのできるよう、随時講座を開催します。

②町内ボランティア同士の交流と連携

活動者同士が交流を通して活動の情報交換や協力できる関係づくりを支援します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 情報誌などから、地域活動を知りましょう。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野の連携を推進するとともに、重複する問題への対応を行うため、他分野における相談機関とのネットワークの推進に努めることが重要です。

また、自治会活動や民生委員・児童委員活動等を通じて、地域での要援護者の見守りを行ったり、地域包括支援センター、医療機関、福祉施設等が各々の業務の一環で要支援者の実態を把握するだけでなく、網羅的に実態を把握し、支援が必要な人たちを適切なサービスにつなげていくことができる仕組みづくりが必要です。

目指す姿

だれもが住み慣れた地域の中で、必要とされる福祉サービスを利用しながら安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ サービスを必要とする人のニーズや状態を把握し、各主体が適正かつ的確なサービスにつなぐことができるよう、総合的に連携し合う体制の強化を進めます。
- ◆ 保健・福祉の各担当課及び関係機関と連携を強化し、地域に密着したサービス提供のネットワーク化を図ります。
- ◆ 的確なサービスを提供できるよう、利用者の状況に応じて複数のサービスを組み合わせ合わせたサービス調整を行うなど、総合的なケアマネジメント²⁸体制の充実に努め、サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービス改善につなげる体制の整備に努めます。
- ◆ 広報紙やホームページを活用し、各福祉分野のサービスや制度の改正などについて情報を提供します。
- ◆ 高齢者をはじめ、障がいのある人やひとり親とその子ども、生活困窮者などが住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要なサービス提供が行われるよう体制の充実に努めます。
- ◆ 町や関係機関の窓口、福祉関連サービスの情報を整理し、高齢者や障がい者の特性に配慮した情報提供に努めます。

²⁸ ケアマネジメント：生活困難な状態になり援助を必要とする利用者のニーズを明確にし、保険・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

町の主な取り組み

①地域福祉に関する情報発信の充実

町広報紙やホームページ等により、福祉サービスの情報発信を充実させるとともに、地域住民へわかりやすい情報提供に努めます。

②地域の福祉関係者の人材育成

ケアマネジャー連絡会や障がい計画相談員との勉強会を開催し、地域の福祉関係者との情報共有や人材育成を図りながら、ネットワーク強化に取り組みます。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
ケアマネジャー連絡会の開催回数(回)	5	6
障がい計画相談員との勉強会の開催回数(回)	—	3

③広域的な連携体制の強化

保健所・医療機関・介護・障がい福祉関係者が参画する精神障がい福祉に係る協議の場を西和7町²⁹圏域で設置し、関係機関のネットワーク強化に取り組みます。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	—	3

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 福祉情報の提供の際には媒体や周知方法の工夫に努め、若い世代への情報発信の強化として、SNSの活用を検討し、多様な手段で必要な情報を発信していきます。

社会福祉協議会の主な取り組み (アンダーラインは関連指標)

①「社協だより」やホームページでの情報発信(再掲)

社会福祉協議会の取り組みや身近な地域で行われている活動について、「社協だより」やホームページなどを活用して定期的に発信します。

²⁹ 西和7町：平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 日頃から福祉情報に関心を持ち、積極的に入手しましょう。
- ◆ 家族や近所の人とともに、地域の交流の場や出前講座に参加し、情報入手できる機会を増やしましょう。
- ◆ 福祉サービスに関する情報を活用し、内容を正しく理解するとともに、家族や隣近所で情報を伝え合いましょう。
- ◆ 福祉サービスの利用に際して、事業者などの情報を有効活用し、一人ひとりが状況に応じたサービス利用に努めましょう。
- ◆ 利用するサービスについて、サービスの質の向上につながるよう、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えましょう。



(2) 地域の相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題や福祉課題は複数の課題が絡みあうケースが少なくありません。福祉課題は、ちょっとした手助けで解決する困りごとから、専門的な関与が必要な困難事例まで多種多様です。

相談者が気軽に相談でき、または専門職が地域に出向き、ちょっとした困りごとや気になることをキャッチすることで、住民を含む関係者と共に解決していけるような取り組みが必要です。

目指す姿

高齢者、障がい者、子育て世代など、地域住民の身近な困りごと相談をはじめ、複雑化・複合化した相談に対応する相談支援体制の構築を目指します。

▼町の役割

- ◆ 相談に幅広く対応できるよう包括的な相談支援体制を強化します。
- ◆ 住民からの多様な相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。
- ◆ 相談を受け止め、対応する力の向上を図るため、相談に関わる人の対応力の強化を図ります。
- ◆ 地域包括支援センターの相談体制を一層充実します。
- ◆ 障がいについての相談は、障がいの種類を問わず、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◆ 保健師による子ども・子育て家庭への訪問・相談体制の充実を図ります。また、障がいのある児童や発達に特別な支援が必要な児童の早期発見、療育相談・発達相談を含む早期支援の充実を図ります。

町の主な取り組み

① 包括的な相談支援体制の充実 新しい取り組み

複雑化・多様化する地域生活課題に柔軟に対応し解決に結びつくことができるよう、地域住民のふだんの近所づきあいや見守り活動などを通じて困りごとのある人を早期に発見し、適切な相談窓口や支援機関につなぐ仕組みをつくとともに、庁内の関係部署や社会福祉協議会の気になる会議などが連携、情報共有し、各分野の取り組みを一体的に行う重層的・包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

● 関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
地域福祉庁内連絡会議の開催回数(回)	—	6
子育て世代包括支援センター連絡調整会議の開催回数(回)	—	12

②地域の福祉関係者の人材育成（再掲）

ケアマネジャー連絡会や障がい計画相談員との勉強会を開催し、地域の福祉関係者との情報共有や人材育成を図りながら、ネットワーク強化に取り組みます。

③広域的な連携体制の強化（再掲）

保健所・医療機関・介護・障がい福祉関係者が参画する精神障がい福祉に係る協議の場を西和7町圏域で設置し、関係機関のネットワーク強化に取り組みます。

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 小地域ネットワークと共に活動から見えてくる課題の把握に努めます。
- ◆ サロンなど地域住民が集う場の福祉課題を把握に努め、関係機関等と連携し課題解決に努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み（アンダーラインは関連指標）

①CSWの設置

中学校区ごとに担当のCSW³⁰を設置し、小地域ネットワーク等の地域活動と連携した総合相談支援の強化を図ります。

②気になる会議の開催 **新しい取り組み**（再掲）

自治会単位で暮らしの困りごとや地域課題について、住民や地域の福祉関係者、専門職などと一緒に考える場（気になる会議）の開催を支援します。

③小地域ネットワーク活動内容の充実化（再掲）

各地域で開催される小地域ネットワークの世話人会に参加し、活動支援を行います。各地域で地域住民と共に発見した福祉課題に取り組むために研修会を開催します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 困ったことがあるときは抱え込まず、身近にいる人や相談機関に相談しましょう。
- ◆ 町の広報紙やホームページを活用し、困った時の相談窓口を事前に把握して活用しましょう。

³⁰ CSW：コミュニティソーシャルワーカーの略。地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

(3) 地域ぐるみの防犯・防災の推進

地域において安全・安心に暮らし続けられるよう、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化することが重要です。

災害が発生しても、地域住民が孤立せず、また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制を強化することが必要です。

また、犯罪を防ぎ、治安を向上させるため、警察や防犯団体等との連携を密にし、地域住民の防犯意識を一層高め、地域のつながり、ネットワークの中で、安心して暮らせる地域づくりが必要です。

目指す姿

災害時に安全・安心が確保できるよう、日頃から地域で防災対策に取り組んでいくまちを目指します。また、犯罪の起こりにくい環境づくりに地域で取り組むとともに、防犯情報の提供や周知、啓発に努め、防犯意識の高いまちを目指します。

▼町の役割

- ◆ 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を住民や関係機関・団体等の協力を得ながら作成・活用し、必要な支援体制づくりを進めていきます。
- ◆ 自主防犯活動を推進するとともに、各種団体の安全に関する情報交換の調整をします。
- ◆ 地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、防災体制整備に取り組みます。
- ◆ 町のハザードマップ³¹や情報（防災）配信メールを周知し、活用を推奨します。
- ◆ 非常食や生活必需品、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等に必要な物資（車いす、おむつ等）の災害協定の締結や備蓄推進などに取り組みます。
- ◆ 消防団、自主防災組織、行政区、福祉関係者、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。

町の主な取り組み

①地域の防災力の向上

行政間及び民間との協定等による応援体制を充実させ、関係機関との連携を図りながら、防災・減災体制の充実に取り組みます。

³¹ ハザードマップ：発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
災害時における連携協定数(件)	40	増加

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
防災士資格取得支援事業による資格取得者数(人)	114	245

※計画値は総合計画のKPIを引用

②避難行動要支援者制度の推進

災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係各課が連携し、避難行動要支援者制度の周知に取り組みます。また、民生委員・児童委員をはじめ、見守り活動や相談支援活動を通じた避難行動要支援者の把握を推進します。

③防災・防犯情報の発信

登録制のお知らせメール、町ホームページ・SNS等を通じた防災・防犯情報の配信や防災行政無線による放送等を充実させることにより、適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。

④防犯対策の推進

学校・保護者・地域との連携を図りながら、子どもの安全教育や通学路の安全点検、防犯対策を推進します。また、女性や高齢者にも安心・安全な環境整備を進めるとともに、町職員等による防犯パトロールを実施します。

●関連指標 [再掲]

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
防犯カメラの設置台数(台)	24	36

※計画値は総合計画のKPIを引用

▼社会福祉協議会の役割

日頃の住民同士の気に掛け合う関係づくりを推進し、平時だけでなく災害時にも発揮できるよう災害に係る取り組みを行います。

社会福祉協議会の主な取り組み（アンダーラインは関連指標）

①災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

大規模災害時に、災害ボランティアセンターが円滑に設置運営されるように町内の関係機関や郡内の社会福祉協議会とともに、定期的に災害時対応訓練を行います。

②災害ボランティアセンター設置・運営

災害時には、町との協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、町内外からのボランティアを受け入れ、支援の調整を行います。

③災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修の開催

災害ボランティアセンター設置運営訓練において、令和元(2019)年度に開催した災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修の修了者と連携するとともに、定期的に災害ボランティアセンター運営スタッフの養成研修を開催し、啓発と担い手の養成を行います。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 地域での防災や防犯の活動を積極的に進め、住民は積極的に参加しましょう。
- ◆ 地域では、防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時要援護者の把握を行うとともに、災害時における避難行動要支援者などの支援体制づくりに努めましょう。
- ◆ 日常生活を通じ、地域の人との交流を深めるとともに、避難場所や避難経路について話し合い、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- ◆ 日頃から防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにしましょう。
- ◆ 日頃から地域の防災マップや町のハザードマップを確認しましょう。
- ◆ 町の情報（防災）配信サービスやメール・電話等による個別情報伝達に登録しましょう。
- ◆ 地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みましょう。
- ◆ 自主避難所（地区公民館等）の機能充実に努めましょう。
- ◆ 商店・企業等は、通学児童への声かけや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力しましょう。
- ◆ ふだんから互いに顔の見える関係をつくりましょう。

(4) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進

子ども、DV³²、障がい者、高齢者虐待は早期発見と、他機関の連携が重要ですが、発見が遅れたり判断が難しいのが現状です。そのため、制度は勿論、平素からの「つながり」が重要になってきます。

児童虐待やいじめ等、子どもをめぐる様々な問題については、福祉、教育、医療、地域、警察などの関係機関が連携し、情報交換や啓発活動、虐待の早期発見や早期対応を行うことを目的に設置している「要保護児童対策地域協議会」や関係機関との連携を引き続き強化し、児童虐待の早期発見並びに適切な対応が図れる体制を充実することが必要です。

さらに、自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者や障がいのある人などの要配慮者が、適切な支援が受けられるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ることが必要です。

目指す姿

認知症高齢者、障がい者、子ども等自己の権利を表明することが困難な人たちの権利や尊厳を守ることができると目指します。

▼町の役割

- ◆ 広報紙や町のホームページを活用し、成年後見制度や日常生活自立支援等の権利擁護に関する制度の周知と利用促進を図ります。また、対応する相談員の知識と対応力の向上を図ります。
- ◆ 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画策定を検討します。
- ◆ 住民に対する虐待やDV防止のための意識啓発や相談窓口の周知を図り、虐待等の早期発見・保護、自立支援に至るまで、関係機関等と連携して迅速に対応します。
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点³²を設置し、関係機関との連携を深めながら、要支援児童³³・要保護児童³⁴等への支援や、18歳までの児童・生徒の子育てに係る支援体制の充実を図ります。
- ◆ 地域における関係機関や専門職団体の連携と対応力の強化を推進し、後見人等を支援する中核機関を整備します。
- ◆ 市民後見人の育成に向けた検討など、成年後見制度推進の基盤強化に努めます。
- ◆ 警察等の関係機関や法律の専門家と連携体制を強化します。

³² DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間での、様々な暴力行為のこと。殴る、蹴るといった肉体的暴力のみならず、精神的、性的、社会的、経済的、言葉による暴力等があります。

³³ 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問等による継続的な支援を実施する拠点。

³⁴ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童。

³⁵ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

町の主な取り組み

①成年後見制度の利用促進

権利擁護支援センターとの連携を強化しながら、成年後見制度の周知に取り組みます。また、認知症や知的・精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人が不利益とならないよう、その人に身寄りがない等の場合に町長による審判請求や後見人等の報酬助成事業を行います。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
権利擁護支援センターにおける相談実人数(人)	6	12

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和8(2026)年度
成年後見制度利用支援 町長申立件数(件)	1	13

※計画値は総合計画のKPIを引用

②高齢者・障がい者・児童虐待及びDV(家庭内暴力)防止対策の推進

虐待等について行政や関係機関、地域住民が一体となり、問題解決に向けた施策の展開を図ります。早期発見・早期対応するため、啓発活動を実施しながら、日頃から関係機関との連携に努めます。

●関連指標

	現状値 令和元(2019)年度	計画値 令和7(2025)年度
要保護児童対策地域協議会実務者会議の実施回数(回)	3	3

▼社会福祉協議会の役割

- ◆ 地域住民同士のお互いを気に掛け合う関係づくりを推進し、孤立や孤独のない関係づくりを支援し、虐待を防止します。
- ◆ 住み慣れた地域で長く暮らすための地域支援を行います。
- ◆ 多様な人々がエンパワメント³⁶できる出会いや学びの場づくりを行います。

社会福祉協議会の主な取り組み

①日常生活自立支援事業の充実

日常生活自立支援事業を通して、金銭管理や福祉サービスの利用手続きを支援することで住み慣れた地域や家での自立した生活を支援します。

³⁶ エンパワメント：自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、その人の力を高めていくという理念。

住民や関係機関に本事業の周知を行い、支援者である生活支援員の拡充や利用促進を行います。

②成年後見制度への移行支援

日常生活自立支援事業を利用していく中で、利用者の判断能力が低下し、本事業で支援することが難しくなった場合には、関係機関と連携し、成年後見制度への移行を支援します。

③同じ仲間が集える場づくり（再掲）

カフェぷらっとを通した障がい者同士の交流の機会づくりを支援します。

子育てサロンへ参加することによる母親同士のつながりづくりを支援します。

ひきこもり家族・当事者のつどいを通して安心して集える居場所づくりやつながりづくりを行います。

学習支援事業きらっとを通して小中学・高校生が安心して集える場を提供することで、子どもたちの学びと育ち、仲間づくり支援します。

▼地域住民の取り組み

- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度を知り、理解を深めましょう。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度については、町や社会福祉協議会へ相談しましょう。
- ◆ 隣近所で虐待やDVなどの暴力、育児・介護に対するネグレクトなどの異変に気づいたら、民生委員・児童委員や町に相談しましょう。
- ◆ 地域全体の見守りネットワーク活動の中で、虐待やDVなどの疑いがある家庭の早期発見に努め、行政や専門機関につなげましょう。
- ◆ 商品の契約などで疑問を感じたら、すぐに消費者問題の窓口などに問い合わせましょう。
- ◆ 地域住民同士、お互いに気に掛け合う関係をつくりましょう。
- ◆ 認知症や障がいについて理解を深めましょう。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、行政だけでなく、地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画などを策定している町の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

3 連携・協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、町と社会福祉協議会が連携しながら、地域住民をはじめ、自治会や地域の福祉関係団体、NPO、ボランティア、事業者等との協働のもと、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。

また、地域福祉に関わる問題や課題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくりなど多岐にわたり、庁内の多くの部署が関係することから、それらの課題等については庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。

さらに、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する一方、困りごとを抱える人が地域に潜在化することがないように、地域住民の協力・連携のもと、支援が必要と考えられる人に気づき・発見する機能の強化を図り、庁内の関係部署に加え、福祉、保健、医療、教育、労働、産業、警察・消防など地域住民の安心・安全な暮らしの保障に関わるあらゆる機関・多様な職種が連携・協働し支援する重層的・包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画を推進していきます。

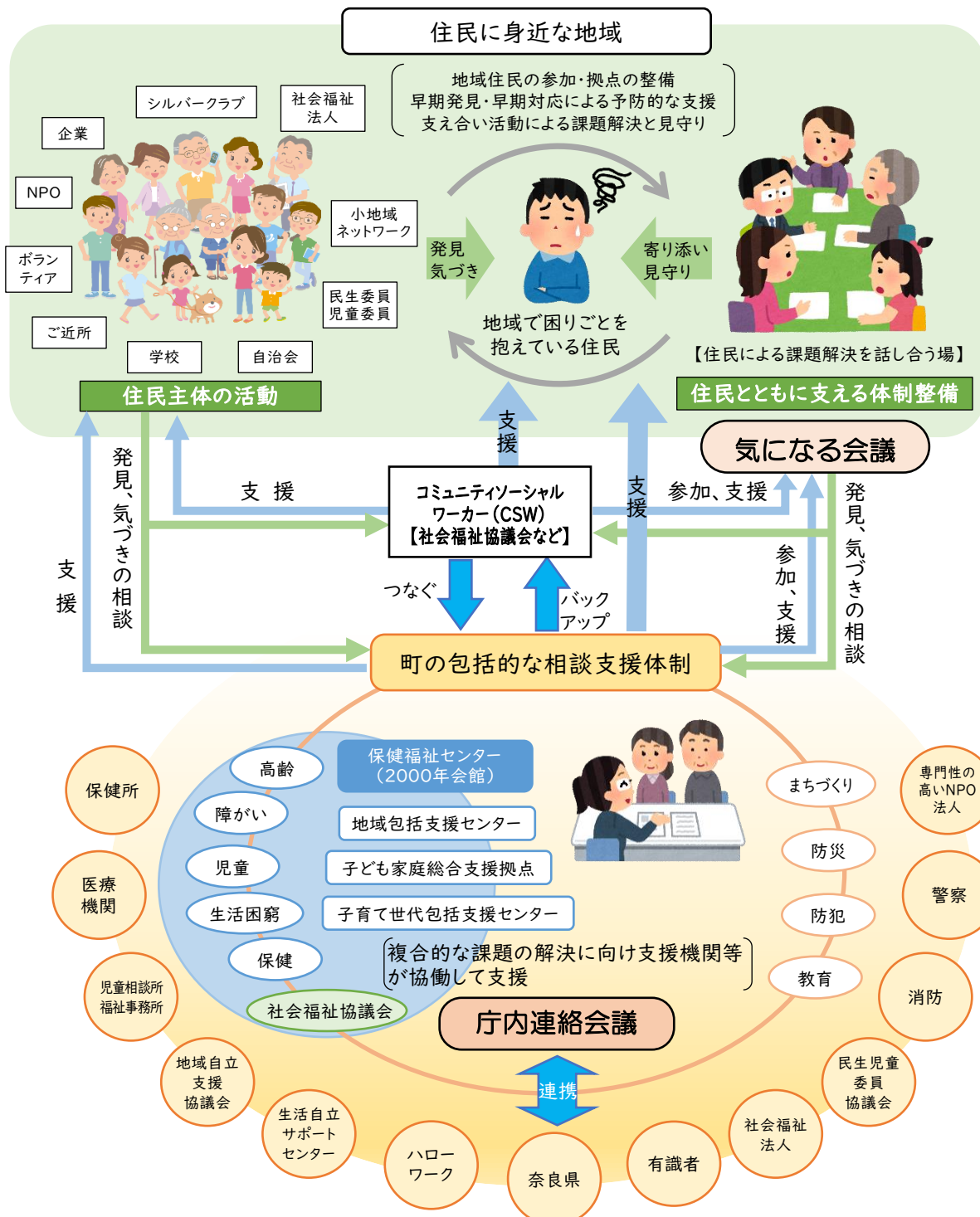
◆地域福祉を推進するための新たな取り組みについて

「地域で困っている人がいるが、どうしたらいいかわからない」「声かけをしても状況が改善されない」など、その地域の“気になる人”“気になること”を、そこに関わる地域の人たちが共有し話し合い、考えていく場である「気になる会議」の開催を通じて、行政と

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が協働しながら、課題解決の糸口を一緒に考え、状況に応じて専門職や関係機関との連携を図ります。また、CSWの活動への支援や配置促進を行いながら、住民に身近な地域での支援体制整備の充実を促進します。

庁内関係課や社会福祉協議会が参画する「庁内連絡会議」等を活用し、高齢者・障がい者・児童及び生活困窮や各制度を横断する多種多様な生活課題への対応に向けた連携を推進し、地域や「気になる会議」からの発見・気づきの相談を受けとめ、課題解決に向けて関係機関とのネットワークを強化しながら重層的・包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【本町における包括的な相談支援体制の取り組みイメージ】



資 料

1 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 関係機関及び関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

◎委員長、○副委員長（順不同、敬称略）

区 分	役 職 名	氏 名
学識経験者	佛教大学 福祉教育開発センター 講師	◎ 金田 喜弘
	上牧町医師会 代表	吉村 勝弘
関係機関及び 関係団体の代表	上牧町自治連合会 会長	吉田 義男
	上牧町民生児童委員協議会 会長	○ 渡邊 文彦
	上牧町シルバークラブ連合会 会長	岡本 光男
	小地域ネットワーク連絡会 代表	西川 眞一郎
	上牧町手をつなぐ育成会 会長	竹原 金子
	教育委員	暁 公美
	子育てネットかまき 代表	谷口 幸子
関係行政機関	上牧町 PTA 協議会	今西 美玲
	西和警察署 生活安全課 課長	中岡 省悟
	西和消防署 署長	井上 義行
	奈良県中和保健所 所長	山田 全啓
	奈良県中和福祉事務所 所長	藤山 清志
町民代表	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課 主幹	岡本 晴子
	公募委員	尾崎 由子
	公募委員	野村 裕子

3 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定経過

日程	内容
令和2(2020)年 7月13日	第1回 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議事】 ①地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要について ②地域福祉計画及び地域福祉活動計画の取り組み状況について ③住民アンケート調査について
8月1日～ 10月4日	関係団体ヒアリング調査の実施
8月27日～ 9月11日	「上牧町 地域福祉に関するアンケート調査」の実施
11月1日	第1回 住民座談会 【テーマ】 現状の取組と課題
11月2日	第1回 上牧町地域福祉庁内連絡会議 【議事】 ①上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画について ②庁内連絡会議について ③横断的な相談支援体制の構築について (各課が抱える困難事例の紹介)
11月8日	第2回 住民座談会 【テーマ】 今後の5年間に向けて
11月30日	第2回 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議事】 ①地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書について ②上牧町地域福祉庁内連絡会議の報告書について ③上牧町住民座談会結果まとめについて ④計画書の目次構成(案)について
令和3(2021)年 1月12日	第2回 上牧町地域福祉庁内連絡会議 【議事】 ①各個別計画の進捗状況の共有について ②庁内連絡会議の今後の方向性について

日程	内容
1月25日	第3回 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議事】 ①上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（素案）について ②今後のスケジュールについて
2月8日～ 2月22日	パブリックコメントの実施
3月1日	第4回 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議事】 ①上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について ②パブリックコメントの実施結果について

4 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

令和3(2021)年3月

編集・発行：上牧町住民福祉部福祉課

社会福祉法人 上牧町社会福祉協議会

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地1

上牧町保健福祉センター内

電話：0745-43-5031（直通）

FAX：0745-76-1196（福祉課内）